

る。自我に目覚め個性を發揮する頃の彼等は、自然家庭からも遠ざからうとする傾向を持つ。もはや母のいふこともあまりきかなくなる。自らの家庭を持たない間は何の繫縛もない。友は彼等の最大の慰安者であり、感化者である。故に、不良に陥るのも交友の感化による。最も注意すべきは左翼主義者の巧妙な宣傳が、此の交友關係を利用することである。監督者が警戒すると同時に、生徒自らをして其の純なる間に警戒すべき所以を知らせておくことよい。上級學校に入つて、知らず識らずの間に赤化するものは、専ら友の感化によるといつてよい。

友は自分の鏡である（第四節）

「牛は牛づれ」、「類を以て集る」、「汝の友の名をいへ、我汝を知らん」、「最良の鏡は舊友」、「其の友を見て其の人を知る」等、各國の諺は皆同様のことをいつて居る。併し、「友は自分の鏡である」といふ言は、修養上二つの意味に解される。

一、友を擇べ。

二、友の自分に對する態度を見て、自らの心情性行を正せ。

友を擇べ（第四節）

古人の金言であるが、實行は容易でない。友は自分の性格が自然に擇ばせる。あの人は善い人だと思つても交はり得るものでない。故に、自分の性格の改造と、交友の選擇とは平行するもので

ある。これ其の困難な理由である。併し、之を力めなければならぬ。

友といへば管鮑の交、刎頸の交、斷金の友等を理想とし、そしてそれは益友の間のみあると考へられた。歐陽修の「小人無_レ朋。惟君子則有_レ之。」とか。張謂の「世人結_レ交須_ニ黄金_一、黄金不_レ多_レ交不_レ深、縦令然諾暫相許、終是悠悠行路心。」とかいふのが正しいと考へられて來た。併し、決してさうではない。悪友が却つて刎頸の交を結ぶことが多い。不良團の團結や、共產黨員の團結等、頗る固い。博徒仲間の交友關係等、傳説にもなつて、頗る固いものである。友の爲に死ぬといふやうなことは、却つて此の悪友に多い。一つは自衛上さうなるのであらう。だから生徒には刎頸の交等鼓吹しない方がよいと思ふ。「君子之交、淡若_レ水、小人之交、甘若_レ醴。」等が善いのではないか。今日は昔と違つて、師友の範圍も廣く、且多方面になつて來た。苟も自ら修め、信を以て交るならば、それでよい。死生を許す親友等はなくともよい。死生は皇室、國家に許すべきである。

讀書社會（第五節）

書籍はやはり一種の朋友である。精神的な朋友である。之に對する心掛は全く交友と一である。

第十三課 社會階級の問題

要旨

社會階級の問題は、少しく深入りして書き過ぎたやうな感じもする。併し、文藝等を通じて、隨分擴がつて居る思想でもあり、重大問題でもあるから、一步先んじて批評しておくこともよくはないかと思ふ。之を批評するには、本教科書一貫の原理に従つた。マルクス研究の關心を起させないやうに注意されたい。

解説

七年戦役(第一節)

塊太利の女帝マリア、テレザ Maria Theresa (1717-1780) が、先に奪はれたシレジアを普魯西から奪はうとして、佛・露・サクソニヤと結んだ。フレデリック二世 Friedrich II (1712-1768) は先んじて一七五六年サクソニヤを侵した。英國は普魯西と結び、佛蘭西を大陸に牽制しつゝ、加奈陀を略し、西印度を略し、印度をも略した。一七六三年に巴里に和約が成り、英國は印度及び亞

米利加に多くの植民地を獲た。

アークライト(第一節)

Sir Richard Arkwright (1732-1792) 英國の發明家。ワイアット Wyatt の創めたものを改造し、時計師ケイ Kaye の助力を得て、完全な綿絲紡績機械を作つた。始に馬力、後に水力、其の後に蒸氣動力を用ひた。ナイトを授けられた。

カートライト(第一節)

Edmund Cartwright (1743-1823) 英國の機械製作者で、一七八六年に機織機械を發明し、又麻紡績用の種々の機械をも發明した。

製鐵法の發明(第一節)

Henry Cort は銑鐵を鍛鐵とする精鍊方法、及び鍛鐵を適度の棒鐵とすべき機械を發明した。又ワットの蒸氣機關は、製鐵所のフィゴに應用された。

ワット(第一節)

James Watt (1736-1819) 蒸氣機關の發明家。一七七四年現代的蒸氣機關を完成した。その他水量計・氣壓計・謄寫器等、發明が多し。

フルトン(第一節)

Robert Fulton (1765-1815) 米國の技師、ペンシルヴァニア州に生れた。蒸氣船を發明し、一八〇七年ハドソン河を航行した。なほフルトン潜水艇の發明をなし、一八一四年政府の依託を受けて、八時間半に四三・六哩を進行し得る戦闘艦の建造に従事した。

スチヴンソン(第一節)

George Stephenson (1781-1848) 英國の機械技師、一八一四年に最初の機關車を組立てた。

英國の産業界は自由競争に委されて居た(第一節)

當時は個人的自由が大いに叫ばれて居た時代であつた。アダム・スミス Adam Smith (1723-1790) の經濟學上の自由放任主義や、佛蘭西の重農主義者の自由放任主義等は、時代の聲であり、十九世紀のマンチスター學派の運動にまで續く。即ち個人の自由運動によつて、おのづら國家も發展するものであるから、極端に之を保護し、國家の活動も消極的に、たゞ此の自由活動を妨害するものを排除するに止まるべきであるといふのが、自由放任論の主張である。今日此の主張を排撃するのは一般の聲であつて、極端なマルキシズムばかりではない。

或論者は、所有の差等による社會階級をなくしようとする(第三節)

即ち私有財産撤廢論者である。其の論據と方法の差によつて、諸種の社會主義學說を生ずる。或は生産手段の共有を主張する集産主義、或は生産手段と消費財との全部の共有を主張する共產主

義等、之である。

之に對する批評は、それが果して望ましいか、或はそれが可能であるかの二點からであらう。本文では主としてそれが不可能であることを論じた。現に共產主義を奉ずる者が露西亞の政權を握り、其の權力が極めて強大であるにも拘らず、之を實行し得ないことは、有力な此の證據である。併し、私有財産の撤廢でなく、其の公共的統制を一層多くするといふことであれば、不可能でも悪事でもない。現に國家の努力しつゝあることである。自由競争主義・自由放任主義を謳歌するのではない。

此の傾向なら、日本の過去は國家社會主義的であつたともいへよう。「普天の下、王土にあらざるなく、率土の濱、王臣にあらざるなし。」と信ぜられて居た。所有權は絶對でなく、沒收・制限はよく行はれて居た。今日とても絶對でない。統治權自らの立法によつて、法的に保證されて居るといふに過ぎない。

生命欲は最強の個的意思である。生命の存続には財を要する。夫婦・親子の天縁は最強の社會結合である。其の永續の爲に財産の永續を要する。たゞそれ等は個的意思である。故に、普遍意志の統制を要するだけである。此の最強の個的意思を減し得るものではない。

階級對抗の激成である(第四節)

人は本能を離れ得るものではない。個的意志の發動を見ないものはない。階級のない社會を「各人は能力に應じてはたらし、必要に應じて消費する」社會だといふ。之は個的意志に全然左右されず、普遍意志にのみ動く人からでなければ成立しない社會である。かゝる社會の實現を叫ぶ論者自らが、既に個的意志を擅にする人々である。労働ブローカーがある。名譽心も盛であつて、議席を得て有頂天になつて悦ぶ。悪人だといふのではない。やはり凡人だといふのである。だから、ソヴィエト聯邦にも階級はある、黨争もある、漬職もある。誰しも一般の生活安定を希はない者はない。若しも解放運動者が公正穩健な主張の下に活動するならば、普通選舉にもなつて居るし、却つて國民の信頼を博することであらう。其の急激極端の主張の故に、國體の自覺もなく外人の所説を模倣するが故に、却つて無産階級の眞の利益を蹂躪し、彈壓を餘儀なくされるのである。之も極端を主張しなければ、社會の耳目を聳動せず、自ら名をなすことが出来ない所から、利己的動機に不知不識支配されて居るに過ぎない。若しも眞に公正な立場に於て活動するならば、階級闘争の如き害惡を招くことなくして、却つてよく其の目的を達し得るであらう。

利害相反（第五節）

之に對する理論的根據は、マルクスの餘剩價值説である。此の説では、價值は平均労働時間で表される。熟練職工の一時間も、怠惰で未熟な労働者の一時間も同視される。

さて資本家は、

生産手段 + 労働力

を买入れる。其の結果として、

生産手段 + 労働力 + 利潤

を獲る。生産手段は生産過程に於て、増減しないと見ることが出来る。そこで、之を不變資本と名づける。故に、利潤の生ずるのは労働力による。労働力が生産手段に新しい價值を附加する。故に、之を可變資本と名づける。然らば、どうして此の可變資本から利潤が生ずるか。労働力を買ふ爲に資本家の拂ふ賃銀は、労働者の生活資料を生産する労働時間で測られる。之を必要労働時間といふ。併し、労働者は必要時間を超えて労働する。今假に必要時間を五時間とし、日々働く時間を十時間とすれば、此の五時間が搾取される時間である。之を餘剩價值といひ、又餘剩労働といふ。之が利潤である。

利潤率は必要労働に對する餘剩労働の比でなくして、「生産手段 + 労働力」に對する比であるから、餘剩價值率「 $\frac{\text{餘剩價值}}{\text{生産手段} + \text{労働力}}$ 」より低率である。然るに、資本家は此の利潤率の増大を唯一の目的とする。こゝに於て、飽くなき搾取が行はれると。

誠に勝手な議論であつて、批評する張合もない議論である。たゞ二三質問の形で述べておかう。

一、價値は果して平均労働時間で測られるか。
 二、資本家は利潤率の増大を唯一の目的とする機械に過ぎないか。そして労働者のみが犠牲的に生産に携はる仁人であるか。
 三、資本家は何時も儲けると定まつたものか。

労働者が團結して力を強めることは、悪い事ではない（第六節）

團體權とか團體協約の權利とかいふものが之である。日本で労働組合法はまだ制定されて居ないが、既に立案中であると聞く。議論のある所であるが、それは早晚制定されるであらう。それが遅れて居るといふことは、一つには無産者の議論が過激に過ぎることに原因して居る。併し、事實上組合は多く存し、團體協約も行はれて居る。

之は認めなければならぬことであるが、學生生活が此の風をまねることは慨嘆すべき傾向である。學生生活は労働者生活ではないからである。

統治組織は資本家の機關ではなくて（第七節）

之は極端な左傾の連中がいふことである。レーニンの國家理論は此の點を強調する。併し、共産黨を除いては、多くの無産政黨も議會主義である。

たとひ二大階級に分れた一方が勝つたにしても（第八節）

我が國の學問が、國民の實生活の自覺體驗から出たのでなくて、西洋人の學說の紹介から發達したので、事實を見ないで概念で騒ぎあつて居ることが多い。
 今統計年鑑について見ると、昭和十年の工場労働者は約二百三十六萬九千、鑛山労働者は約二十五萬八千で、之を同じく昭和十年の總人口約九千七百萬に比すると、工場労働者は約四十分の一、鑛山労働者は約三百八十分の一に過ぎない。農家について見ると、昭和十年に約五百六十一萬戸の中、自作農百七十三萬戸、小作農百五十二萬戸、自作兼小作農二百三十六萬戸となつて居る。更に同年に於ける第三種所得稅納稅人員、及び納稅總額の統計を示せば左の如くである。

所得額	人	納稅總額
一、二〇〇圓以下	二九、〇一二人	二四四、〇〇〇圓
二、〇〇〇圓以下	四六〇、三四〇人	五、九三七、〇〇〇圓
五、〇〇〇圓以下	三一六、二九三人	一六、七九四、〇〇〇圓
一〇、〇〇〇圓以下	八六、〇五六人	一五、五四五、〇〇〇圓
二〇、〇〇〇圓以下	三一、六二〇人	一五、二三一、〇〇〇圓
五〇、〇〇〇圓以下	一三、五七五人	一八、五九七、〇〇〇圓
一〇〇、〇〇〇圓以下	三、一二四人	一二、一五六、〇〇〇圓
一〇〇、〇〇〇圓以上	一、五八一人	二五、〇一三、〇〇〇圓

之等の數字によつて概観すると、全國民は無限の階級層に分れて居るもので、それは階級といふべくあまりに漠然たる無組織社會なのである。二大階級に分れたり、搾取階級や被搾取階級に分れたりするといふのは、たゞ概念上だけのことに止まる。若しも資本家とは、財界數個の巨頭のことであり、労働者とは、それと直接關係のある労働者のことであるとすれば、更に其の労働者數は減じて、二三十萬にも及ばないことになるであらうし、且此の工場に労働者が働いて居るといふことが、既に彼此の利害が背反することよりも、より多くの共通の利害のある何よりの證據である。階級を過大視して、國民社會分裂の傾向を助長するのは最も大なる弊害であつて、國體上最も厭はしい傾向である。

第十四課 世界の日本

要旨

今上天皇陛下踐祚後朝見の儀に於て賜はつた勅語を拜誦し、君民一體の精神に於ける臣下の覺悟として、其の聖旨を拜述したのである。一見勅語の謹解のやうに見えないであらうけれども、聖旨の存する所は限なく擧げたつもりである。なほ註解に出来るだけ對照しておいた。

特に國是として、「日ニ進ムニ在リ日ニ新ニスルニ在リ」と仰せられ、又「堪擬ヲ戒メ創造ヲ勵メ」と仰せられた點は、躍進日本を御指導になつた御聲であつて、滿洲事變・支那事變等を通して、事實として實現されつゝある所である。聖鑑誠に恐懼の極みといふべきである。我等國民は篤く聖旨を奉體して、難局重疊の時勢を打開して進まなければならぬ。

解説

國體の精華を種子とする（第一節）

「君民一致の丹誠と努力とは」によつて、其の中心には明治天皇・大正天皇の鴻業を敘述したつ

もりである。故に、今上天皇陛下踐祚後朝見の儀に於て賜はつた勅語中の「皇祖考叙聖文武ノ資ヲ以テ天業ヲ恢弘シ内文教ヲ敷キ外武功ヲ輝カシ千載不磨ノ憲章ヲ頒チ萬邦無比ノ國體ヲ鞏クセリ皇考夙ニ心ヲ養正ニ宅キ迺チ志ヲ繼明ニ尙クス」を、臣民の立場に於て服膺敘述したのである。

昭和の新政に當つて、今上天皇陛下は仰せ給うた（第一節）

昭和元年十二月二十八日、今上天皇陛下踐祚後朝見の儀に於て賜はつた勅語。

「我國ノ國是ハ日ニ進ムニ在リ」（第一節）

此の句を右の勅語の眼目と拜察した。随つて、本課の中心眼目である。「而シテ博ク中外ノ史ニ徴シ審ニ得失ノ迹ニ鑒ミ進ムヤ其ノ序ニ循ヒ新ニスルヤ其ノ中ヲ執ル是レ深ク心ヲ用フヘキ所ナリ」は、此の國是實現の大道であつて、實に堂々公正の教旨である。本書では日清・日露の大役の精神、アングロサクソン人種世界的進歩の原因等に於て、「博ク中外ノ史ニ徴シ審ニ得失ノ迹ニ鑒ミ」て聖旨に應へ奉り、期する所は平和の公道に基づく世界的進出である。

それは創造の何てあるかを解しない者である（第二節）

之は「模擬ヲ戒メ創造ヲ勗メ」の聖旨を感佩して、創造の道を力説しようとするのである。「日に進み日に新にする」國是實現の方法の骨髄であつて、聖慮透徹、事態の核心を擧げさせ給ふ。本課に於て最も力説しようとする所以である。

「四海同胞の誼ヲ敦ク」（第二節）

之は明かに、朝見の儀に於て賜はつた勅語に御明言になつた國際協調主義である。「一視同仁ノ化ヲ宣ヘ永ク四海同胞ノ誼ヲ敦クセント」と御明言になつて居る。但し、國際協調は妥協屈伏であつてはならない。華府・ロンドン兩會議に於て、米國の目的とする所が、明かに又「中華民國に於ける日本勢力の驅逐」、「米國の經濟的東亞進出」を部分的目的として居ることを國民は忘れてはならない。一會議に讓歩する毎に、民國政府の態度は不遜になり、排日・排貨が頻發し、中國共產黨の跳梁するに及んでは、排日抗日人民戦線の暗躍となり、遂に支那事變を惹起するに至つた。併し、皇軍活動の精神は日滿提携による東洋平和の確立にある。

「人心惟レ同シク民風惟レ和」する舉國一體に於て正道に邁進し、創造に努力する（第二節）

舉國一致のことは二箇所に仰せになつた。如何に國民社會分裂の傾向に御軫念遊ばされつゝあるかがわかる。これ心ある國民の等しく憂慮し、匡救の道を講じつゝある所である。即ち「此レ宜ク眼ヲ國家ノ大局ニ著ケ舉國一體共存共榮ヲ之レ圖リ國本ニ不拔ニ培ヒ民族ヲ無疆ニ蕃クシ」の勅語と、「人心惟レ同シク民風惟レ和シ」の勅語とである。

中序に従ふ進新の創造も、舉國一體が缺けて居ては、支離滅裂を免れない。此の一體の精神を以て此の道に進むに、互に砥礪し、競争するのはよい。競争の極、一體たることを忘れるのは、今

日の大弊である。就中政争と階級鬭争とは最も戒むべきことである。競争は進歩の母であるから、それは善いことである。何卒國民社會の一體感に於て、其の統一の中心たる聖慮に於て、統一點を見出し、相共に國運の發展に貢献したいものである。少くとも現狀は、之に反する傾向を多分に持つて居る。之を解決して聖諭に應へ奉るのは、青年學徒の使命である。

我が國の鐵道技術の優秀なことを認めては (第二節)

昭和三年の頃スタリコフを團長とする露西亞經濟視察團が、大宮工場を視察して、機關車修繕過程の進歩に一驚を喫した。露西亞で三十日、獨逸で十八日、米國で十二日を要する所を、大宮では六日間でやつてのけて居る。之が動機になつて、昭和五年に加藤氏以下十二名が一年半の契約でモスクワに招聘されたのである。

宿命觀と受動性とは創造の敵である (第二節)

創造に反對するものとして、宿命觀・受動性・模倣性を擧げた。宿命觀は意志の否定であつて、あきらめ主義になる。あきらめるのは誠によいことであるが、創造の努力をまでもあきらめるのは奴隸根性である。

領土は不可侵の鐵壁ではない (第二節)

之は決して領土權を尊重せず、侵略主義を鼓吹するものではない。支那の抗日教育こそ、領土權

を無視した邪道である。彼等は既定の權益に對して、暴力を振はうとするものであつて、失地回復と稱し、臺灣・朝鮮・沖繩等を奪取しようことを子弟に教へるものである。こゝに言ふのは、世界各國民族の間には盛衰興亡があつて、正しくして強き者は興り、邪にして弱い者は衰へるといふことである。既に榮枯盛衰があるから、領土は不可侵の鐵壁ではない。皇國は常に正義に立脚して行動しつゝ、其の皇威は國境を越えて四方に伸びつゝあるのである。

國權の退く所、居留民は跡を拂ひ (第三節)

日本人が國家に依頼し過ぎて居るといふ批評を聞く。支那人は殆ど國權の保護なくして、印度支那やマレー地方等に異常の進出をして居る。

又英國民の世界的進出は、必ずしも政府の力によつたのではない。彼等の冒險的・開拓的精神によつたのである。例へば、クライヴ Robert Clive (1725-1774) の如き、東印度會社の元書記が出で、ベンガルの大軍をブラッシーに破り、セシル、ローズ Cecil John Rhodes (1853-1902) が南アフリカ共和國の北にローデシヤを開いた如き、之である。

我等は明治・大正の遺産を食ひつゝ不肖の子であつてはならない (第三節)

「祖宗ノ遺緒ヲ墜ス無カラシコトヲ庶幾フ」、「朕ノ寡薄ナル唯兢兢業トシテ負荷ノ重キニ任ヘサラシコトヲ之レ懼ル」の聖慮に應へ奉つたのである。實に昭和國民の深く心に戒めて自奮すべきこ

とである。

模倣性（第四節）

矯激な社会運動、軟弱な流行風俗は大部分、露・米の模倣である。若しも模倣を引去れば、聲を大にして争擾すべき何程のこともないのである。國民的自覺の乏しいことが根本の弊害である。これ「模倣ヲ戒メ」と、「思想ハ動モスレハ趣舍相異ナルアリ經濟ハ時ニ利害同シカラサルアリ」との聖旨、竝に「浮華ヲ斥ケ質實ヲ尙ヒ」の聖旨に應へ奉つたのである。

世界の觀聽は世界の隅々に向けられて居る（第五節）

之は「會通ノ運」を事實的に説明したるもの。やゝ詳細を缺くが、意味は次の如くである。

今日の情勢は殊に通信交通の發達によつて、世界の隅々の出來事も直ちに報道されると共に、注目すべき出來事は直ちに世界の隅々に傳へられて居る。例へば、ロンドン會議に於て各國全權等の放送は、瞬間にして世界に響き渡る時勢である。運動競技の如きも、居ながらにして直ちに勝敗を聴取することが出来る。航空機の發達、テレビジョンの發明・應用、印刷技術の進歩等は、協力して此の時勢を進めつゝある。世界比隣、萬里一瞬の今日、正に會通の運である。

正しい者、強い者は認められ（第五節）

之は「更張ノ期」を事實的に説明したのである。日本の經濟的悲境は直ちに國際的信用に影響す

る。日本の漁業家の一致が缺ければ、直ちにソヴィエトの乗する所ともならう。若しも又日本の漁業技術が認められれば、メキシコも悦んで移民制限を寛にして歡待する。日本の學術が進歩すれば、外國の留學生も集る。更張する者の榮え、退嬰する者の衰へる、其の速度が迅速になつた。今や東洋永遠の平和確立に奮起一番すべき更張期に入つたのである。

「會通ノ運」・「更張ノ期」（第五節）

「今や世局ハ正ニ會通ノ運ニ際シ人文ハ恰モ更張ノ期ニ膺ル」即ち時勢の御達觀である。世界現實の情勢は正に此の通りである。英米にばかり覇權を握らせておくべきではない。一方ソヴィエトは第三インターナショナルによつて、世界統一を夢みて居る。英米は現實の覇權を握つて居る。蒙古・印度の民族は更生に惱みつゝある。其の間に處して、日本は如何にして伸びようとするか。今上天皇陛下踐祚後朝見の儀に於て賜はつた勅語に於て、其の道は昭々として示された。國民にして此の大道に盲ひて居る者も多い。之を服膺し實現する道は決して平坦ではない。けれども、自覺した日本人の進むべき道は、此の嶮難を踏破することである。盲ひた者は覺醒しつゝ、世界の大日本を建設することである。永久堅實の發展は此の公道を外にしてはない。

「いそ崎に」の御製（第五節）

昭和五年新年歌御會始の御製である。

第十五課 輿論の力

要旨

輿論の意義を明かにし、其の力の殊に今日に於て重大なことを説き、之に對する注意を述べた。即ち輿論が必ずしも正善でないこと、之を正すには自己の所信に忠實であつて、批判の態度を失はないこと、會議の輿論に對する心得、輿論指導者の任務について述べた。又今日輿論が不健全になるのは、宣傳・煽動・示威運動等によつて、一部の野心家・流行思想家にゆがめられるによることを、特に注意しておいた。

生徒は直ちに「我等の輿論」等と言ひ出したり、考へ出したりするかも知れないから、輿論の誤導されないやう、年少者の輿論の價值について自覺せしめることが必要であらう。本教科書は此のことに觸れなかつた。

解説

専制時代には輿論が無視されて居た(第二節)

併し、全然無視されて居たのでなかつたことは、北條時頼・水戸黄門の傳説等によつても、之を知ることが出来る。又輿論は無視され得ないものであるといつてもよい。一般民衆の聲であり要求である。幕末の尊王攘夷は輿論であつた。外船の渡來と幕府の無力とに對する國民的意見であつた。幕府の専制も此の輿論の前に屈伏したのである。支那の天命論も此の輿論を意味したのである。孟子は、「天不_レ言、以_レ行_レ與_レ事、示_レ之_レ而已矣。」(萬章上)と言つて居る。其の行と事とは、「昔者堯薦_レ舜於_レ天、而天受_レ之、暴_レ之於_レ民、而民受_レ之。」(萬章上)を指して居る。「民之を受く」とは、民の輿論が之を受ける義である。其の文の終に尙書泰誓の言を引いて、「天視_レ自我民視_レ、天聽_レ自我民聽。」(萬章上)と言つて居る。之は所謂天命説で、我が國體に合はないとして孟子の排斥される理由であるが、併し藤原氏・源氏・平氏の消長盛衰は此の理に合つて居るのである。此の力づよい輿論を専制時代には自覺しなかつたが、今日では公然之を認め、輿論を積極的に尊敬するやうになつたのである。

無組織の社會にも輿論はある(第二節)

漫然たる輿論と會議の輿論と二種に分けて説いたのである。一般に輿論といふのは、漫然たる輿論を指す。併し、兩者が存在し、それ／＼特質を有する。本課の第三節輿論と正善、第四節輿論の是正は主として漫然たる輿論に對する注意である。

我等の信ずる最善が、我等にとつての唯一の善である（第三節）

之は併し、輿論から全く離れたものではない。我等の所信、我等の意識は、社會的の共同の理解によつて發達したものである。併し、そこには自我の統一があり、自己の所信がある。故に、それは輿論を無視した自己の所信でなく、聞いた輿論を十分参考にした自己の所信である。但し、此の意味に於ける自己の所信に忠實なれと叫ぶのは、今日の急務であらう。青年はあまりに流行の輿論に屈從し過ぎる。否、青年ばかりではない。大體今日の日本人がさうなのである。殊に西洋崇拜家は、世界の輿論といへば、否、西洋人の言説といへば、直ちに信奉するやうに習慣づけられて居る。成人自らが此の悪弊から脱して、青年を指導しなければならぬ。

輿論は不完全な成員相當の聖である（第四節）

自己の利益を思ふ念によつて、輿論が左右される。例へば、嘗て文壇を風靡して居る者は、所謂大衆作家と無産文藝家とであつた。それは自己の藝術的良心によつて文壇をさう動かして居るのであらうか。さうではない。多くは人氣に投じ、本がよく賣れたからである。又マルクスの文獻が出版されること多く、一時出版界を風靡したことがあつた。それも一般が眞に心の糧をこゝに求めたのではない。單に流行を追うたのである。たゞ輿論に屈從しただけである。

宣傳（第四節）

プロパガンタである。善いことを公正な方法で宣傳するのは善いことである。併し、今日は奸策を弄して悪事を宣傳する者が多い。無産運動等には多く宣傳部があつて、手段を選ばない悪い傾向がある。併し、無自覺な彼等は自ら善として、自己の利益・名譽の爲に宣傳に力める政治家と區別して居る。即ち煽動政治家をデマゴグ Demagogue とし、自ら呼ぶにプロパガンヂスト Propagandist を以てする。實は皆同罪である。

煽動家（第四節）

普通煽動家といへばデマゴグをいふ。併し、今日アジといふのがある。Agitation（アジテーション）の略である。之は無産運動家等が工場や學生等を使喚して、ストライキ等を起さしめることをいふ。之には其の集團の切實な要求を利用する。賃銀値上げとか、授業料減額とかいふ類。かくすることを、「アジをかける」等といふ。

示威運動（第四節）

デモンストレーションは Demonstration である。労働祭・小作爭議の蓆旗行列の如きが之である。

所信に忠實（第四節）

所信は向上するものであるから、頑固に或物を信じて動かないことでないことを、注意して戴きたい。

多數決（第五節）

會議に於ける輿論の決定には、次の三様がある譯である。

- 一、會議は諮詢機關たるに止まり、決定は當局者が獨斷で決定する。
- 二、多數決による。
- 三、滿場一致による。

普通の會議は多數決により、且一定の議事法によつて議する。議事法のことは、實地の必要に應じて説いた方がよく理解されると思ふが、参考の爲に述べておく。議院法による帝國議會の議事法によつて通常行はれる。議案は三讀會を経て議決するのであるが、議長は議場にはかつて讀會を省略することが出来る。

第一讀會 議案の朗讀・説明・質問・委員附託等が行はれる。委員に附託すれば、委員の報告について説明・質問等が行はれる。そこで、第二讀會を開くべきや否やを決する。

第二讀會 逐條審議討論する。一括してすることもある。定數以上の賛成者を得て、修正の動議を提出することが出来る。動議が採決の結果否決されれば、原案について決を取る。

第三讀會 議案全體について可否を決する。文字を更正することが出来る。

右の順序により、議事は過半數で決する。可否同數である時は、議長が決する。

第十六課 傳統

要旨

傳統の意義を明かにし、輿論との關係、創造との關係を述べ、善い傳統の尊ぶべき所以を力説した。そして、傳統道德を専ら論じた。

我が國の傳統道德の核心の尊嚴なことを示し、それが幾千年の歴史を通じて如何に發展して來たかを略叙した。之によつて、國民的自覺に於て創造にいそむべきことを説いた。

解説

傳統（第一節）

傳統の意義並に價值については種々な考がある。

復古主義の如きは古の生活に還らうとする。こゝでは傳統を現在社會（家・町村・國民等）の中に生きつゝある一般的習慣の意味に歸した。「現在社會に生きつゝある」といふのは、自分の理解して居る限りをいふのではない。現在如何なる一般的習慣（個人的の習慣、即ち癖とは異なる）が國

民の中にあるかは、誰しも十分理解して居ない。學問とか研究とかによつて、よく社會の現状を洞察し、歴史を明徴にして、始めて幾分明かになるに過ぎない。それは既に無盡藏の寶庫である。併し、我等は一生を通じて此の寶庫を開きつゝある(學ぶこと)と共に、一方絶えず工夫し創造しつゝある。習慣が我等の唯一の規準ではない。

傳統の價值については、非常に之を重んずる人がある。又非常に之を輕んずる人がある。重んずる人は、我等個人は非常に無力なものであり、其の理性は當てにならないものである。然るに、傳統は古聖賢の血涙で書かれた至高・至貴の訓言であるから、之に従へば間違はないとする。此の主義は何が善であるか等思索を費すことがないから、學究的でなく、實行的・鍛鍊的であるといふ長所を持つて居る。我が國の國民道德論者、或は宗教信仰者に此の傾向が強く、又佛蘭西のメーストル Joseph Marie Maistre (1754-1821)・ボナール Louis Gabriel Ambroise Bonald (1754-1840) のカトリック的傳統主義等は、此の傾向を代表するものである。之を輕んずる者は、理性を尊重し、解放を叫ぶ論者等である。之等の人々は傳統を束縛と見、惡と見る傾向が強い。併し、人は傳統から解放され得ないものである。解放主義者も既に解放主義的傳統の中に生きて居るのであり、社會的傳統を脱して人は人は生活し得ないものである。例へば、解放主義者は風采等に於ても、頭髮等を異様に伸ばして、一見傳統に反して居るやうに見えるが、彼等の衣食住・禮儀作

法はすべて傳統的である。たゞ傳統を破つて居るのは頭髮だけである。之は外見だけをいつたのであるが、思想信念にしても同じことである。本教科書では傳統の善なるものを極めて大切なもの、道德の核心であるとして極力尊ぶが、併し一方創造の生活の又極めて尊いことを指摘する。

善い傳統は永續的であり、心の經濟であり、社會に共通であるから(第一節)

善い傳統の大切な理由は、外にも澤山あるであらうが、こゝでは此の三條を挙げたのである。(一)永續的は傳統の性質から来る。如何に善くても、一時的のものは効果が少い。(二)心の經濟は工夫創造を要しないで善い効果を楽しむからである。(三)社會に共通であることは、それ自身價值あるばかりでなく、民心の統一にも大なる効果がある。

意志の創造は善いものであつて(第三節)

傳統道德は既に一般の社會成員の人心を支配し、行動を指導し、習慣となつて居る道德である。生きて一般に働きつゝある道德である。故に、之に反すれば、社會一般は之を非難する。然るに、創意者が出て新しい道德を唱へる。又之を實行する。其の道德が優れて居る時には卓越した人であり、劣つて居る時には信念に於て墮落した人である。之を唱へた際、社會一般の輿論を獲得し、過去の傳統を轉向せしめることがある。然るに、輿論を獲得するには、必ずしもそれが過

去の傳統より善くあることを要しない。時好に投じて人氣を博すればよい。若しも劣悪な新思想が國民の輿論となれば、國民全體が信念に於て墮落する。左翼の主張の如きは、先年確かに國民の極小部分の輿論は獲得して居た。それも極小部分の利害に一致するといふ點からであつて、眞面目な道德改善の意味からでない。そして、切に宣傳・煽動に力めて居た。併し、之は國民の傳統道德より遙に劣つて居るものである。其の後、國民の自覺が深まつたので、十年を出でないうちにおのづから潰滅してしまつた。併し、國民が無自覺であつたならば、益々盛になつたことであらう。青年の道德教育の極めて大切な所以である。

傳統の變化は（第三節）

こゝに傳統と輿論との關係を簡單に述べた。例へば、こゝに「新しい事件」といふのは、資本主義が過度に發展して、社會的弊害を多少生じた場合である。又さほどの新事件がなくても、創意的な人は新しい主張をするものである。

（明き淨き直き誠の心（第四節））

續日本紀文武天皇即位の宣命に、「國法^乎過犯事無^久明^ま淨^じ直^ち誠^じ之心以而彌稱稱而緩怠事無^久務給而仕奉。」とある。（國ののりをあやまち犯すことなく明き淨き直き誠の心をもちていやすみすゝみたゆみ忘ることなく務めしまりて仕へまつれ）

我が國民の傳統は決して固定して生命を失つたやうなものではない（第五節）

此の節では生氣潑刺たる我が國の傳統の性質を描出して、それが何故であるかを述べなかつた。併し、それは少しく研究的な頭腦を有する生徒の疑問とする所であらう。其の理由は次の如きものであると思ふ。

傳統が形骸化し固定してしまふのは、勿論病的であり、やがて衰亡を招くに至るものであり、多くの國の傳統は此の種のものであるが、我が國の傳統が決してさうでないのは、統治者が專制的におはしまさぬからである。外部からの強制は、内部生命の躍動を壓迫して枯死せしめる。然るに、我が皇室の統治は、徳化を中心として、外的壓迫を伴はない。故に、臣民の皇室に向ふ心は内心からの迸發であつて、形骸的でない。従つて、古來の傳統の傳承の過程は、いはば一種の辯證法的發展である。如何に傳統なればとて、新しい世代は無意味に之を模倣しない。

善いものと悪いものとを區別し、其の善いものに自己の創造を加へて發展せしめる。我等の祖先が佛教を容れ、儒教を容れ、西洋文化を容れ、而も之を日本化して、日本的なものを益々發展せしめたのは、之が爲である。我が國民性が現實的であり、淡泊であり、直覺的に聰明であるといふやうな性格は、いづれも傳統の形骸を防ぐ要因となつて居る。即ち自在な心境を以て古來の傳統を承襲するから、常に進歩的である。絶えない改革が行はれるから、革命的變革がない。併

し、かく性質が生ずるといふ原因が、皇室の専制のない徳化に基いて居るのである。

傳統と創造と、すべて此の核心の生命の發現である（第六節）

「尊嚴無比の傳統を核心として」と言ひながら、傳統と創造とを此の核心の生命の發現と考へるのは、少しく矛盾に聞えるであらう。併し、「核心の生命」といつた「生命」は、傳統をも生ずる精神である。此の生命は本能的生命でなく、自覺的精神である。即ち民族精神を綜合した皇祖の創造的精神である。私的關心に動かす、普遍意志に於て活動する創造的精神である。あらゆる善い傳統は此の精神の發現であり、あらゆる善い創造も、亦此の精神の發現である。かう解して戴きたい。

我等は此の傳統のうちに生れ（第六節）

「我等は英人の書も読み、獨逸人についても學ぶではないか。」といふ疑が起る。併し、英人に學び獨逸人に學ぶのも、此の傳統的精神に於て、此の傳統を發展せしめんが爲に學ぶのである。此の自覺なくして、彼等にのみ追隨し、遂に國民精神の自覺を失つた者は、少くとも「國民となる」とは言へない。一種の非國民的な人格にはなるかも知れない。

機軸（第六節）

「かちを」で、舟の「かち」の緒である。それが切れれば、舟をやる事が出来ないのである。

第十七課 自覺

要旨

自覺を説いて、青年の自重心、國民的自覺を鼓舞すると共に、今までに説いた諸種の社會に對する態度を、青年の意志に結びつけて説いた譯である。たゞ社會の構造を明かにしただけでは、之は社會學のことであつて、道德のことではない。其の課で出来るだけ實踐的に説いては來たのであるが、こゝに自覺を説いて、國民的自覺の最重要なことを明かにした。なほ自覺と内省とを區別し、自覺とは正しい態度で共同善を沒我的に實現することであることを附説した。

解説

ソクラテス（第一節）

Boocrates (469頃-399 B. C.) アテネに彫刻師を父に、産婆を母にして生れた大哲人である。眞の哲學精神が彼に於て成つたことは、其の弟子にプラトン Platon (427-347 B. C.)・アリストテレス Aristoteles (384-322 B. C.)を有することによつて知られる。しかも彼自身には著述がない。眞

の哲學的精神に於て、畢生の事業、即ちアテネ市民、特に青年の覺醒の爲に盡したといふべきである。

彼の青年教育法は、所謂ソクラテスの皮肉 *Socratic irony* といつて有名なものであるが、「汝自らを知れ」を以て己が活動の標語として、街頭に出で青年と問答しつゝ、自ら無知を装つて、相手をして無知なことを告白せしめるに至つた。これ實に青年の知る所は理論知であつて、眞の實踐知に徹して居ないことを告白せしめたに外ならない。ソクラテスにとつて眞知は實踐知であり、徳の實踐によつて始めて獲られる知であつた。故に、知即徳であり、又同時に徳即福でもあつたのである。かくして活動すること三十年、其の弟子が正義を信じ、時の政治家の權威に屈しなかつたので忌諱に觸れ、法廷に死刑を宣告され、正義の爲に毒杯を呑んで歿した。時に七十歳餘。

我等は、教育によつて傳統に生きる（第二節）

我等は生れてから今日まで、父母・朋友・師長・書籍等によつて教へられて來た。惟ふにそれ等の人々及び書籍は、過去幾千年の傳統を湛へて居るのである。我等の精神生活は其の傳統と連なる。自ら知ることは、其の傳統を知ることによつて遂げられなければならない。我等の尊皇の精神は、楠公・頼山陽、太平記の著者の精神である。それ等を知るに隨つて、今までに養はれて來た尊皇の精神の意味が分る。又それ等を知るに隨つて、益、我等の精神は成長する。故に、自覺に

透徹するには無限の行を要する譯である。之は自覺を歴史的に見たのである。

大小・廣狹種々の社會を理解しなければならぬことになる（第二節）

之を社會的に見れば、我等の精神は社會的精神である。どうして我等は國際協調の信念を得たかを自問せよ。之を明かにするには、廣く現在の社會的情勢をも理解しなければならぬ。又之を理解すればするほど、其の信念も共に進んで行くのである。社會的と歴史的とに離すことの出來ない一體である。たゞ觀方の方向を異にするのみである。

「我等は何であるか。」と「我等は何であるべきか。」（第二節）

「何であるべきか。」は社會的であると同時に、未來の展望をも含む。此の問題それ自身が自覺的人間のみ發せられる言葉である。それが精緻になればなるほど、其の信念が堅くなればなるほど、自覺はやはり進む。

自知と知他（第三節）

結局他人を知るのも自らを知るのも、人間を知ることの両面である。古來の聖賢は皆人間知の豊かな人々で、人々をして自らを知り他を知ることが教へたのである。論語、顔淵篇に、「樊遲問、知。子曰、知人。」とある。之は他人を知ることが教へたのである。ソクラテスの教の反面と見てよからう。

「懈怠の心自ら知らずと雖も、師之を知る」(第三節)
徒然草第九十二段に、次の文がある。

「或人弓射ることを習ふに、もろ矢を手ばさみて的に向ふ。師の曰く、『初心の人、二つの矢を持つことなかれ、後の矢をたのみて、初の矢になほさりの心あり。毎度たゞ得失なく、此の一矢に定むべしと思へ。』と言ふ。僅に二つの矢、師の前にて一つを疎かにせんと思はんや。懈怠の心自ら知らずと雖も、師之を知る。此の誠萬事にわたるべし。」

道を學する人、夕には朝あらんことを思ひ、朝には夕あらんことを思ひて、重ねてねんごろに修せんことを期す。いはんや一刹那のうちにおいて、懈怠の心あることを知らんや。何ぞたゞ今の一念において、直ちにすることの甚だ難き。

佐久間象山(第四節)

名は啓、信州松代藩の人、幕末の豪傑であつて、容貌魁梧、眼光人を射る。身長八尺に及んだといふ。學は東西を兼ね、識見高邁、砲術造艦のことに通じ、海防の策は當時の識見を抜いて居た。夙に開港の見を持ち、建策する所多きも、多く容れられなかつた。偶、松陰のことに坐して獄に下り、獄中で省警録を著した。閉居九年、宥されて後京都に上り、諸方の俊豪に交はつた。併し、當時京都では尊攘の説が盛であつて、象山の身邊も危まれたので、之を戒めた者も多かつたが、

象山は死生命ありとして、少しも恐れなかつた。元治元年七月十一日遂に木屋町で刺客の爲に斃れた。年五十四。

我等は、我等の地位に於て(第四節)

以上は主として分り易い爲に、知の自覺が古今東西に關係することを説いたが、こゝで情意も東西古今に涉ることを説いたのである。自分の實行や意志が古今東西に涉るといふ自覺に於て行動する人は、餘程の豪傑である。「國家を以て己が任となす。」とか、「濟世を以て己が任となす。」とかいふ人がそれである。青年に大言壯語する人は多い。併し、象山の如く、眞に心から濟世救國を以て己が任とする人は少い。今日の禍は一階級の自覺、一政黨の自覺を有する人は多いけれども、一國家の自覺を有する人の少ないことである。本書の一貫して力説する所は、眞に一國民社會の意志的自覺を有せしめることである。たゞ此の自覺が知的・表面的のものであつては、何にもならない。意志に於て、實行に於てさうである人を求めたい。

時には一家の興隆に關係することさへ忘れて(第四節)

如何に大言壯語しても意志が弱く、一家の自覺すら有せず、父兄を愛へしめ、家を衰へしめて顧みず、怠惰と遊戯に耽るやうではだめである。

我等は自分ばかりを反省せよと言ふのではない(第五節)

「自らを知れ。」とか「自覺」とかいふと、とかく内省のことを考へられ易い。併し、本書で主張する所は、やがて巻五で明かになるのであるが、内省ばかりを勧めるのではない。自らの本質に徹しつゝ、共同善に献身することを意味するのである。一家の共同善に自覺的に献身することを意味するのである。一家の共同善に自覺的に献身する人が、一家の自覺を有する人であり、一學校・一階級・一政黨の自覺、皆此の類のことを意味して居るのである。そして、之等の自覺を綜合するものは、國民の共同善に献身することを意味する。しかもそれが、國際的な人類の共同善に矛盾しない國民社會の共同善である。今日は此の氣魄が青年に缺けて居る。青年ばかりではないが、有爲の青年は此の氣魄を養はなければならぬ。島國根性に禍されて居る爲でもあらうが、それが日本人には少い。たゞ大言壯語して、少しも實行の擧らない青年たらしめることは戒むべきだが、併し大なる理想に生きさせることは大切である。

第十八課 奉仕の精神

要旨

奉仕の精神は前課第五節中の、「正しい事業に没我的に献身する」の意味の敷衍である。本教科書は、すべて此の精神で説いてあるが、實際生活其のまゝでないことは確かである。それは道徳は要求であり、命令であつて、まだ實際に行はれて居ないことを常に要求して居るからである。併し、此の奉仕はやゝもすれば忘れられがちであるから、特に強調する趣旨から、本課を授けるのである。

解説

自分の一身の爲に生活しないで（第一節）

親譲りの財産を目當にして、享樂だけの爲に生き、何等奉仕することのない人生は、一片の肉塊たる人生である。それは奉仕に生きるか、本能欲に生きるかの心掛によつて定まるのである。

我が身を擧げて奉仕する（第一節）

之は奉仕的の人生觀から來るのが第一である。然らば、奉仕的の人生觀とは何かといふに、之を極めて實際的に説明して見れば、例へば失業者等の續出する際、最も分り易いことと思ふが、我等は働き得るのが幸福なのか、財を獲るのが幸福なのか。働いて二圓の賃銀を得るのが幸福なのか、失業手當二圓を貰つてぶら／＼して居るのが幸福なのか。怠惰無能な者は後者を選ぶであらう。併し、社會的自覺や、人生の意義を悟つて居る者には、後者のやうな生活は堪へ得ないことである。自ら無爲にして、他人の汗になつた施與に生きるのは、堪へられないことである。「自分ほどやくざな奴がどこにあるか。」「世の中の厄介者ではないか。」といふ考の起らない人は、良心の麻痺した人である。働くとは社會に貢獻することである。社會に貢獻することを生きがひと見るか、衣食することを生きがひと見るかの觀方の相違である。「感謝して働け。然らば、衣食に窮することはない。」と考へるか、「働きたくはない。けれども金がほしい。」と考へるかである。我等が身體的の欲望を有する限り、多くの財を欲し、働き以上の酬を希ふ心のあるのは事實である。けれども、「感謝して働け。酬はおのづから來る。」と考へるべきである。むしろ、「酬は天に任せて忘れ、たゞ感謝して奉仕せよ。」といふ精神を持ちたいと思ふ。古來の道德・宗教は之を説き、そして今も將來もなほ變らない心掛なのである。然るに、今は此の考が多く忘れられて居る。無産運動家は、資本家は利潤率の高いことを希ふ冷酷無慈悲な搾取者と定めてかゝる。けれど

も、人間はさう一面的な機械ではない。勿論、私欲の所有者であるから、利潤率の高いことを希ふ。併し、彼等の高德の者は奉仕的精神の立派な所有者である。例へば遊澤榮一にしても、フォーリー Henry Ford (1863-) にしても、カーネギー Andrew Carnegie (1835-1919) にしても、くらも例を擧げることが出来る。それは無情冷酷な人もある。併し、それは境遇がさうさせるのだといふ議論は成立たない。果して然らば、却つて資本家の息子は皆善人になる筈である。「奉仕し得るのが幸福だ。」といふ人生觀は鼓吹したいものである。之を搾取に都合のよい道德だといふのは誤である。奉仕することには社會を合理化して行くことを含む。我等は人として、又職業人として社會に奉仕し、堅實な國民生活を建てることに幸福を見出した。此の生き方が却つて酬いられものである。

人生神祕の感はこゝから生ずる(第二節)

自覺と創造性の無限に對して我等の一生の有限を覺つた時、神祕感がひし／＼と迫る。故に、自覺の深い獨逸哲學は、いづれも神祕主義的傾向を持つ。其の發端がエックハルト Meister Johannes Eckehart (1260-1327)・ペーネ Jakob Bohme (1575-1624) の神祕主義にあるのでも知られる。佛教がやはりさうである。併し、古來健全な思想は、何時も此の無限者と有限者の何等かの結合を見出す。此の結合を見失ふ時、厭世主義となる。此の結合の故に、こゝに人生の至福を見出す。

奉仕に必要な生命の維持（第二節）

奉仕の大きさに比例して、益、奉仕を善くせしめんが爲に酬いられるのは合理的であるが、必ずしもさうは行かない。如何なる制度を以てしても、運命をどうすることも出来ない。奉仕的精神の人は此の酬を強要しない。奉仕に生きるからである。

併し、此の不合理を出来るだけ合理的にするのは、これ一つの奉仕である。自由競争主義の弊は之を不合理にすることである。故に、國家をして道徳的に不健全な職業、奢侈者等に税を重くせしめるのは正しいことである。そして、正しい奉仕者は生命の維持、一定の財産、適度の休養を樂しみ且保持するやう力むべきである。

之が我等の道徳生活の概念である（第二節）

現實にすべての人がかく生活して居る譯ではなく、むしろ之に反する人も多いが、我等の力むべき生活は、かゝる生活であるといふ意味である。但し、正しい働による財の獲得、勤儉貯蓄は奉仕を可能にするもので、力むべきであることを忘れさせないで戴きたい。今日、「如何にすれば、儲かるか。」といふことにのみ腐心して狂奔する生活は、人の營む所であるけれども、むしろ憫むべき生活であると思ふ。需要供給を見て、有用の財貨を社會に供給することが、企業家の第一任務でなければならぬ。

我等は其の見解が誤つて居た爲に（第二節）

無産者解放運動の犠牲者等いつて、感激を買ふ者がある。又青年は感激性に富むから、彼等は之を利用して青年を誘ふ。モップル運動（國際革命運動者救援會の露語の頭文字をとる）等いつて、青年をいざなふ手段とする。之は落第生に同情して、自分も犠牲になつて落第する者と同断である。犠牲といへば、多少の感激を買ふものである。併し、道を誤つた犠牲は實に憫笑すべきものである。青年にはよく此の道理を教へておきたいものである。

死が尊いのはなく（第三節）

こゝも誤解し易い所である。兵士の戦死にしても同じことである。死が尊いのでなく、敵を降伏せしめ城を奪ふのが尊いのである。なるべく死なない方がよい。死んでは勝てない。たゞ死を賭して目的を貫徹するのが尊いのである。友人が水に溺れた。自分には水泳の自信がない。けれども、道徳感に迫られて水に飛込む。こんなことを道徳は要求しない。救ふことが目的である。十分用意して、自分も安全な自信を以て、手段を講じなければならぬ。尤も衝動的に飛込んだのを非難する譯ではない。立派な衝動であるからである。

併し、我等が一生の事業に携はるにも、此の覺悟でなければならぬと思ふ。死は免るべからざる運命である。事業に殉ずる精神で、やれるだけやるといふことが成功させるのだと思ふ。

奉仕のうちに人生の至樂は報いられる（第四節）

奉仕によつて至樂が報いられるのではなくて、奉仕其のものが至樂の生活だといふのである。スピノザ Baruch de Spinoza (1632—1677) が、「福は徳の酬にならずして、徳其のものなり。」と言つたのに等しい。出来るだけ人の爲にしないで、自ら富貴を得るを以て至樂とする思想から、自ら奉ずること謙にして、奉仕の爲に勞する生活其のものを至樂とする思想への轉換である。

第十九課 皇運扶翼の大道

要旨

本卷、第八課「教育に關する勅語の精神」に於ては、教育に關する勅語の大精神を五つに分けて細説したのであるが、それが最後の「皇運扶翼の大道」に綜合されて一となり、結局それが國體の精華であり、我が國民道德の由來であつて、教育に關する勅語の大精神であることを徹底せしめることを期して再説したのである。且あらゆる國民の道德は此の大精神に歸一しなければならぬ。故に、卷四の結論として、最後に此の章をおき、今まで教へた所を綜合したのである。

解説

公とは私に對する概念であつて（第一節）

ナチスで、「私益よりも公益を先に」を經濟上の最高原則として強調して居るのは、それが反個人主義を強調する點に於て、我が國の精神に同じであり、世界的思想の動向を示すといふことは注意さるべきであらう。ファッシストの信條の一に、「我等には義務あつて權利なし。」は、公の義

務を一層強調したもので、我が國の「滅私奉公」に當るものである。

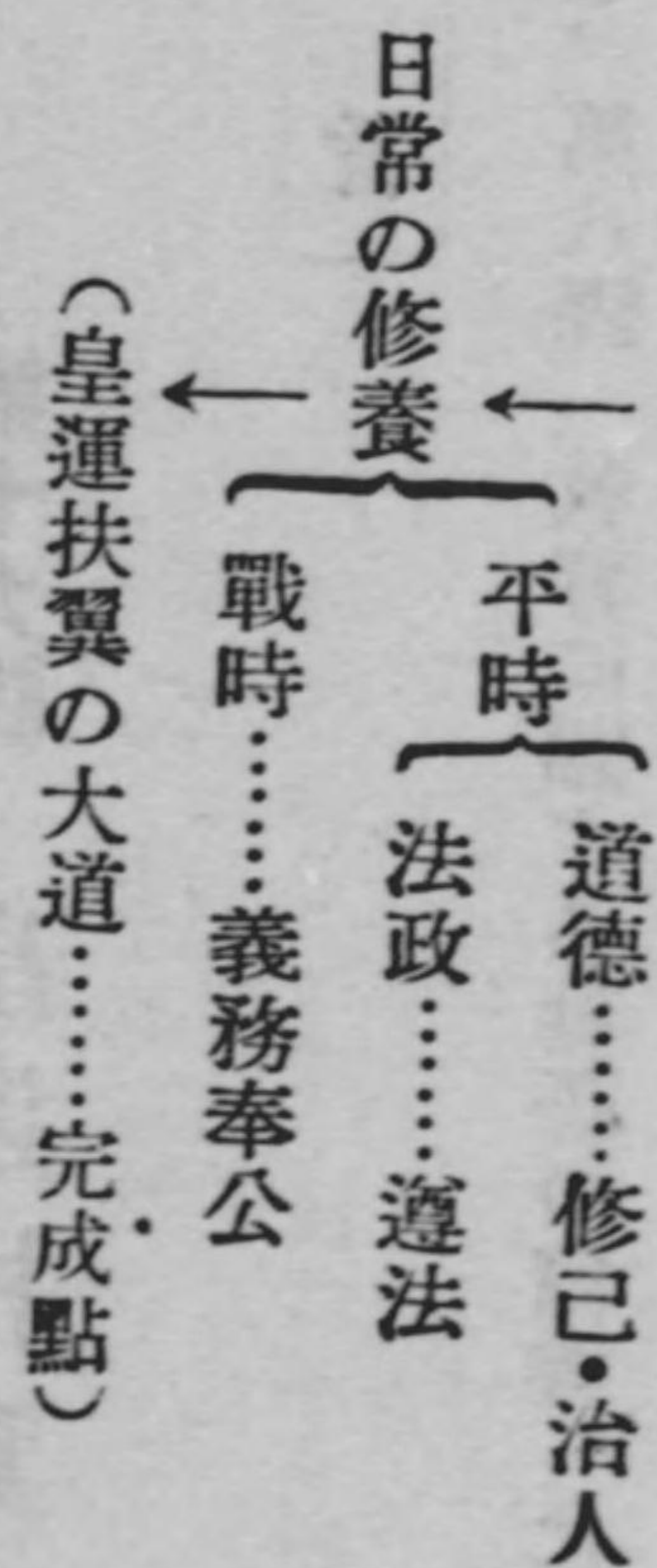
協同生活への奉仕と自己の完成とは、離すことの出来ない關係にある(第三節)

こゝに人生觀の問題が潛む。我等は如何にあるべきか、又何をなすべきかは、自覺的な人間の避け得ざる疑問であり、必ず解決しなければならぬ各人への課題である。滅私奉公といつても、滅私奉公によつて生きる自己を正しい自己とするといふことである。自己の完成を自己の富貴に求める、所謂成功主義は排さるべきである。自己の完成は如何ほど人類に國家に貢獻し得る人となるかに存する。本教科書で述べた意味の人生觀は、正に之である。

遵法及び國防と皇運扶翼の大道(第四節)

本節の所説を圖示すると、次のやうになる。

(家族道德、特に孝……出發點)




勿論右は大體の構造であつて、互に有機的に關聯し、渾然たる組織をなすのである。例へば、日

常の修養の中に家族道德も孝も共に重要なものとなつてをり、やがて其のうちにおのづから皇運扶翼の大道が全うさるべきである。而も皇運扶翼の大道を體得することは、我等國民にとつて、修養の完成點であると同時に綜合點であり、全體を含む大精神を得ることとなるのである。

道德の典型は我にあるのであつて、彼にあるのではない(第六節)

少くとも國家を中心とした道德に於て、我が國ほど典型的で完全なものはない。他の國では、國家が其の體制に於て缺陷を生じたから、此の缺陷を補ふ爲に種々の體制を生じた。即ち聖者を中心とする宗教的團體や道德哲學を研究する學園やがそれであつて、民衆感化に著大な效力を發揮した。故に、若しも我が國民が、國體の尊嚴を誇ることに満足して、更に一層の努力を致すことを忘れたならば、却つて彼に劣るに至ることなきを保し難い。國民の道德教育に於て、猥りに自ら尊大にして他を侮り輕んずるに至ることは、最も戒慎を要することである。我等が國體の尊貴を説く場合に注意を要する點は、實に此の點である。一方他國の長所を認める目を十分に開かしむべきである。



卷五要旨

卷五は道德の原理により、やゝ理論的に教材を取扱つて見たけれども、併し五年生は五年生として、實際生活上道德的指導をなすことを重要であると考へて、たゞ十分注意して、理論に偏することを避けた。一面から見れば、五年生時代は最も危険な時代とも考へられる。低學年に於て教へられたことが記憶されて、役立つといふやうなものではない。修身科は他の學科と性質を異にする。不斷の意志の正導が大切である。

第一課 國體と道德

要旨

卷五に於て道德學說の一斑を知らしめようとするのであるが、學說は必ずしも我が國古來のものではなくて、西洋の學說に淵源するものが多い。然るに、教育に關する勅語には、「教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス」と仰せられて、明かに國民の道德が國體に淵源すべきことを宣せられて居る。若しも西洋起源の學說を以て、國民の道德を基礎づけるとするならば、國民道德の大本を誤る虞なしとしない。こゝに於て、倫理學說を述べるに先だつて、倫理道德が尊嚴なる國體に基づくことを明かにしたのである。

解説

日本は既に内に有する或華い實質を認識した(第一節)

之は國體の尊嚴を意味するのであつて、如何なる世にもそれが存しないことはないのであるが、認識に明暗があつて、時々認識の眼が曇らされるのである。今や明瞭に認識されたのである。此

の意味に解説して載きたい。

且條約改正の如き難問題を解決しなければならない爲に(第四節)

鹿鳴館時代として知られた頃は、條約改正の手段としてではあつたけれども、歐化の弊の甚だしかつた時代である。明治十六年頃から同二十三年の頃まで、鹿鳴館は存立して居た。鹿鳴館は東京日比谷に同十六年十二月竣工、英人技師コンドル Josiah Conder の設計になり、建築費十八萬圓、當時に於て最も輪奐の美を極めたものと稱せられる。開館式に當り、外務卿井上馨が、「本館は向後内外縉紳の共に相交際し、以て曾て經緯度の存することを知らず、又國境の爲に限られざるの交誼友情を結ばしむるの場所となさんと決定せり。」と演説し、夜會を開いて内外貴顯千餘名を招待したことによつて、其の狀況を知ることが出来、同十五年以後、井上外相は各國公使と外務省に會して不平等條約の改正談判中であつたので、其の目的が那邊にあつたかを知ることが出来る。同十七年七月以來舞踏會を開いて勅奏任官・華族・外國公使・御雇外人及びそれ等の婦人・令嬢に限つて入會を許し、狂舞宴樂を事としたので、浮華輕佻の歐米の濁流は上流社會に横溢するに至つた。そして、舉世滔々として歐風心醉・西洋模倣の傾向となり、所謂鹿鳴館時代の餘弊を招いた。同二十年に至り、井上外相の改正案も失敗に歸し、其の反動として國粹保存の聲が頓に著しくなつた。同二十三年八月鹿鳴館は華族會館と變つて、其の時代の幕を閉じた。

我が國體に於て、徳徳の最高權威は聖旨に存する（第六節）
 外國に於ける徳徳の最高權威は、或は宗教家であり、或は哲學者であるのに對して、比較教授すべきである。我が國に於ける宗教家又は哲學者が範を外國にとり、最高權威を釋迦・孔子・キリスト等に仰ぐ者のあるは、反省考慮すべきことである。

第二課 人格

要旨

人格を道德的方面から觀て説明した。特に注意した點は、日本人としての人格を闡明し、且人格修養の大切なのを力説したことである。

解説

最も貴い精神的統一は（第二節）

自分といふ國語自身が、既に全體の中の一部として職分を有するものといふ觀念を示唆する。又我が國古來の道德說に従へば、例へば佛教に於ては、小乘を捨てて大乘を取つたのであるが、大乘とは菩薩行であつて、聲聞緣覺の個人主義的解脱ではない。菩薩行とは自行化他であり、或は自利利他である。其の「他」は一般衆生であつて、つまり自利利衆生である。自己を救つただけでは、人格は完成しない。衆生と共に救はれなければ、不可である。儒教に於ても、修己治人である。修身を本とするが、治國平天下に至つて極まるのである。

かゝる儒教・佛教が日本に入るや、全く日本化して、其の衆生は國民の意に解され、其の中心として皇室を戴く。傳教・弘法の佛教は鎮護國家のそれであり、日蓮の佛教は立正安國のそれであり、榮西の佛教は興禪護國のそれである類である。徳川時代の儒者が皆尊皇愛國の熱情に燃えて居たことは、述べるまでもないことである。

されば、人格を説くに當つては、西洋流の個人主義に墮することを極力警めるべきである。

飢ゑても瓜田に履を納れず（第三節）

文選の古詩に、「君子防未然。不處嫌疑間。瓜田不納履。李下不整冠。」とある。

陸機の猛虎行に、「渴不飲盜泉水。熱不息惡木陰。」とある。

陸機は晉の儒者、字は士衡、節義の偉丈夫であつた。

國民精神から離れた日本人が若しもあるとするならば（第四節）

國民精神から離れた日本人とは、國家の一部分であるといふ自覺なく、随つて國家の發展に貢献しようとする意志のない日本人であつて、かゝる人は日本人の中にあつて容れられることなく、發展することも生活することも出来ず、即ち自由獨立であることは出来ない。

そこに求むべき眞の自由もあれば、又天空海淵の現實の自由もある（第四節）

求むべき自由とは、道德上要求される自由の義であつて、現實には十分の域に達して居ないけれども、我等は我等の努力に於て、十分國家の發展に貢献すべき自由な能力を現さなければならぬと共に、我等は幾分現實に於て、之を養ひ得た程度に於て、俯仰天地に恥ぢない自由の心境を保つて居る。

人間には深く博い反省的知識がある（第五節）

孟子に自反の語がある。「自反而縮、雖千萬人吾往矣。」（公孫丑上）といひ、或は「有レ人ニ於此、其待レ我以ニ横逆、則君子必自反也。我必不仁也、必無禮也、此物奚宜至哉。」（離婁下）といふ。論語にも曾子の三省がある。「吾日三省吾身。爲レ人謀而不レ忠乎。與レ朋友交而不レ信乎。傳不レ習乎。」（學而篇）佛教の修養は反省に存するといつてよろしかるべく、觀心といひ、止觀といひ、見性といふ、皆反省である。

第三課 行爲と品性

要旨

行爲とは、單なる衝動的動作と異なり、人格を有する者の有意的動作であるとし、其の行爲の善悪を批判するのに、動機主義と結果主義とあること、そして正しい道徳的批判は、動機主義にあることを明かにし、動機の正善は品性の正善に依存することを述べて、品性修養の最も大切なことを説いた。

解説

動物について道徳の論ぜられないのはいふまでもなく(第一節)

動物についても善い犬、悪い猫等といつて、其の動作の善悪をいふことがある。併し、それは決して道徳的な意義でいつて居るのではない。人間の動作についても、善い騎手とか、つまらない踊とかいつて、道徳的意義なく、單に技術上の巧拙が賞讃・非難されることのある如く、善い悪いといつたからとて、皆それが道徳的意義を有して居るのではない。善い時計、悪い自轉車等は

明かに道徳的意義を有して居ない。

道徳的意義を有して居る善悪は、(一)本課に於て説明するが如く、結果としての都合の善い悪いではなく、人格それ自身のそれ自身から見た賞讃・非難であり、(二)人格の結合たる社會の意識から其の成員に下された賞讃・非難である。犬猫や時計等の善悪は、犬猫や時計自身から見た善悪ではなく、人の都合から見た善悪であり、踊や騎馬の善悪は、人格それ自身のそれ自身からの善悪ではなく、單に技術上の巧拙に過ぎない。犬猫や時計の善悪はそれ等の社會から下された賞讃・非難でなく、人間社會からそれ等に、外から下されたそれ等である。

結果主義の道徳は御都合主義であつて(第二節)

人格の守るべき道に一貫の條理があつて、之に合して行動すれば、時利あらずして悪い結果を生ずるも善なりとするを眞の道徳とすれば、結果主義は善い結果の爲に道を二三にし、節操を省みないことになるから、眞の道徳とはいへない。最大多數の最大快樂を目的とする功利主義の如きは、道徳の本領を逸したものである。

此の世に於ても(第四節)

Grundlegung zur Metaphysik der Sitten とよみカント Immanuel Kant (1724—1804) の著書の開卷第一にある語。此の書に Lyman Affolt (1835—1922) の英譯があり、安倍・藤原兩氏

共譯の邦譯がある。「カント道徳哲學原論」と題する。

況や善い動機が悪い結果を生み、悪い動機が善い結果を生むといふのは例外的場合であつて（第四節）

動機主義からいつても、結果を無視するといふのではない。行爲の目的が即ち動機であるから、其の目的の中には、結果が豫想されて居る。即ち善い動機とは、善い結果を豫想する動機である。一家の親睦を圖る動機は善い動機で、父母を苦しめ、兄弟を酷遇しようとする動機は悪い動機である。たゞ動機主義は善い動機に於て行動する人格の態度に善悪がありとし、結果主義では人格の行動する態度を無視し、其の行動から現れる結果のみを重視するを異なりとするのである。動機主義からの善い結果は、其のうちに人格の態度の善さを、中心として含んで居る善さであるから、同じ善い結果といつても、結果主義の善い結果と性質を異にする善さである。即ち結果主義の善い悪いは、都合が善い悪いといふに過ぎないから、單なる感情的満足・不満足に過ぎないのである。

善い動機は善い品性から生ずる（第五節）

善い品性の人は善い動機を必ず抱くのであるが、併し其の動機が必ず善い結果を生むとは限らない。動機から結果に移る際に、種々の境遇・事情が外から働くからである。そして、其の場合、事志と違ひ、心境に動搖を生じ、善い品性の人があまり善くない品性となることもある。品性に

變化を生じて、善い品性が何時までも努力なしに善い品性に止まらないことのあるのは、其の他種々の原因がある。或は讀書の影響、或は師友の感化等も之である。故に、善品性は善動機の母體であるが、必ず善行爲を結果すると限らないことを心得おくべきである。

そして、かゝる品性を修養する要訣は（第六節）

若しも品性が唯一の原因であつて、それが一定傾向の行爲を生むといふことに盡きて居れば、品性を善くする爲に行爲を慎しむのは、無意義のこととなる。何となれば、品性の傾向以外の行爲をなすことは不可能だからである。併し、前にいつたやうに、品性が行爲の唯一の原因ではなくて、其の人の努力・境遇・事情・讀書・師友の感化等があるから、品性の傾向以外の行爲をなすことが出来る。其の行爲が逆に品性に影響して、品性を或は向上せしめ、或は墮落せしめる。だから、品性は行爲に影響すると共に、行爲は品性に影響するのである。

第四課 國民道德

要旨

國民道德といへば、修身科の取扱ふすべてが國民道德であつて、此の課に取扱ふものだけに限つたのではないが、此の課では、特に國民道德に於ける至善の意義を闡明することに力めた。そして、西洋起源の學説を取扱ふに當つて、日本の國體を閉却する虞が多分にあることを戒めた。此の至善は日本に於ては、教育に關する勅語に闡明遊ばされた皇運扶翼にあることと、そして此の道は國際的精神に何等矛盾するものではないことを明かにした。

解説

此のやうに善惡の判然しない場合は（第一節）

各自が自覺はして居ないけれども、詮じつめて行けば、各自の至善の觀念が違つて居るから、善惡の差別が判然しないのである。或人は共產社會の實現を至善と見る。或人は段階的統制の社會を至善の社會と見る。或人は現實に即して至善を見、或人は古代に至善を見、或人は想像の世界

に至善を見る。こゝに於て、同じ人の行爲が、異なる立場から、極端に違つた價值を有するものとして判断される。之は國民思想の分裂を意味するものであつて、極めて憂慮すべきことである。本課には之をいかにすれば統一せしめ得るかを述べておいた。

それには、雖にも異論のない唯一の最高の善を見なければならぬ（第二節）

之は普遍妥當性といふことを碎いた言葉で表した積りである。併し、實際の道德の上から言へば、眞にすべての國民が納得する至善の信念が確立されることが大切である。元來我が國では、至善の觀念が國民の間に傳統的に確立されて居る所に、無類の長所を有する。然るに、今日はそれが混亂されようとしつゝある状態である。之が匡教は道德教育上の重要問題である。

天命説（第三節）

孟子、萬章上に、孟子の之に關する一文があるから、邦譯して次に載せる。
萬章曰く、「堯天下を以て舜に與ふと、これありや。」孟子曰く、「否。天子も天下を以て人に與ふること能はず。」と。「然らば、則ち舜の天下を有つや、孰か之を與へしか。」と。曰く、「天之を與ふ。」と。天の之を與へしは、諄々然として之を命ぜしか。」と。曰く、「否。天は言はず。行と事とを以て之に示すのみ。」と。曰く、「行と事とを以て之に示すとは之を如何。」と。曰く、「天子能く人を天に薦むれども、天をして之に天下を與へしむること能はず。諸侯能く人を天子

に薦むれども、天子をして之に諸侯を興へしむること能はず。大夫能く人を諸侯に薦むれども、諸侯をして之に大夫を興へしむること能はず。昔は堯、舜を天に薦めて天を受け、之を民に暴はして民之を受く。故に曰く、天は言はず、行と事とを以て之に示すのみ。」と。曰く、「敢て問ふ、之を天に薦めて天を受け、之を民に暴はして民之を受くとは如何。」と。曰く、「之をして祭を主らしめて百神之を享く。是天之を受くるなり。之をして事を主らしめて事治まり、百姓之に安んず。是民之を受くるなり。天に興へ、人之に興ふ。故に曰く、天子も天下を以て人に興ふること能はずと。舜、堯に相たること二十有八載、人の能く爲す所に非ざるなり、天なり。堯崩じ、三年の喪畢り、舜、堯の子を南河の南に避く。天下の諸侯朝覲する者、堯の子にゆかずして、舜にゆく。謳歌する者、堯の子に謳歌せずして、舜に謳歌す。故に曰く、天なりと。夫れ然る後に中國にゆきて、天子の位を踐めり。而るを、堯の宮に居り、堯の子に逼らば、これ篡ふなり。天の興ふるに非ざるなり。」と。

無常厭世の説（第三節）

日本の佛教は、在家佛教としての一面が非常によく發達して居る。在家の者としては、王法爲本であつて、皇室國家中心の信念がよく啓培されて居る。支那の佛教徒の中には、不敬王者論を出す如き者もあつたが、我が國には絶えて此のことはなかつたのである。

第五課 誘惑

要旨

青年期は誘惑期である。前課「國民道徳」に於ける至善論を空論に流れしめない爲に、實踐的に之を適用し、青年を諸種の誘惑に眼を開かせたい爲に、本課を述べた。但し、青年を消極退嬰に導く爲ではない。誘惑から明別された至善の確信に於て、大いに進取的であらしめたい。

解説

大學之道（第一節）

此の章について朱子の述べて居る所は次のやうである。
明明徳……明明徳とは人が天から得たものであつて、虚靈不昧であつて、衆理を具へて萬事に應ずるものである。たゞ氣質と人欲に邪魔されて、時として昏いことがある。併し、本體の明は決して息んで居るのではない。だから、學者は其の明明徳が發する所を見失はないで、之を明かに養ひ、其の初に復るやうにせよ。

親民……程子は「親は新とすべきだ。」と言つて居る。新とは舊を革めることである。自分で其の明德を明かにしたならば、之を人にも及ぼし、民の舊染の汚を去るやうにせよといふ意味である。

止於至善……止とは必ずこゝに至つて遷らずといふ意。至善は事理當然の極である。(こゝでいふ事理の事は世界の事物、理は天理である。)其の意味は明德を明かにし、民を新にするに、皆至善の地に止まつて遷らないやうにせよ。さうすれば、かの天理の極を盡して一毫も私の欲がないこととなる。

此の三つが大學の綱領である。

所謂朱子學によつて解したのであつて、佛教哲理の匂の高いものである。

至善を事理當然の極といつたのは正しい。併し、當然の極に達することすら容易でない。時に及んで達するのである。此の達した所に止まるやうにせよといふのが著者の考である。

朱子。名は熹。宋の性理學の大成者。居敬窮理を本旨とした。慶元六年に歿した。年七十一。徽國公に追封され、孔子の廟庭に従祀された。

「爲三人君」(第一節)

大學の語。其の上に、「詩曰、穆々文王、於緝熙敬止。」とある。朱子の註に、緝は繼續、熙は光

明とある。

誘惑の種類(第三節)

人を至善から遠ざからしめるものは、單なる動物的衝動的對象ではなくて、すべて人間的に純化されたものである。即ち藝術的の衣服が着せられ、或は道德的外觀を具へるものである。危険思想の誘惑の如きは、著しく道德的色彩を帯びて居る。同情とか犠牲とか平等とか正義とかの外觀を帯びて居る。之が道德教育に於て特に注意すべき點であり、又此の故に、單なる傳統道德によらず、學的な道德の研究、即ち倫理學や道德哲學の必要な所以である。

主義の誘惑(第四節)

今日は主義の亂立時代である。既成宗教の宗派の如きも一種の主義である。併し、それ等は傳統的な主義である。傳統的なのは試験済であるから、それ等は危険ではない。迷信を含む位が缺點である。之等の缺點を凌駕した大益のあるものである。但し、宗派内の墮落は大いに此の益を減損する。青年が堅實な宗教に關心を持つ等は、むしろ悦ぶべきことである。こゝに最も戒むべきは新流行の主義である。そして、之は人生觀や道德觀ばかりでなく、百般のことに互つての主義をいふ。非募債主義・緊縮主義・洋服主義・復古主義等である。此の主義は若しもそれが不健全であると、其の人の行動を持続的に支配し、且之を善と認めて居るのであるから、良心の苛責な

く、其の及ぼす所、影響は頗る大である。主義に對する批判は、道德教育上重大であるといはなければならぬ。

善惡の岐路は微妙て變り難い（第五節）

多くの場合は明白である。たゞ實行の努力が缺けて居るのが大患である。併し、近代の如く思索の時代、即ち傳統道德が疑はれて、主義の横行する時代には、青年はよく此の岐路に立つ。故に、道德的判斷の教育も大切である。出来るだけ日常卑近の例について説示されたい。

第六課 國民道德と學藝

要旨

國民道德と學問・藝術との關係を述べた。それは、我等の知情意の活動に相應するものであるから、各、独自の領域を有し、独自の意義を有すると共に、それ等は我等の道・學・藝であるから、互に調和統一を保ち、侵しあはないやうでなければならぬ。就中、實踐は我等の活動の最も主要な活動であり、且根本的なものであるから、學藝は道德に一致するやうでなければならぬことを説いた。

解説

學問は知識の文化であり、藝術は感情の文化であり（第二節）

學問にも求知の感情、研究上の實踐が働き、藝術にも知と意が働く。故に、嚴密に言へば、「學問は知識を中心とする文化であり、藝術は感情を中心とする文化であり、道德は意志を中心とする文化である。」とすべき所である。

之を實際に制作する方面の藝術文化が擧はなかつたならば（第二節）

道徳・學問・藝術を文化の三方面として區別するのであるが、實際に於ては、其の中間に位し、二者・三者の融合と觀らるべき文化が多いのである。例へば工藝は勿論藝術文化に屬するが、船艦の建造、織物・衣服の生産の如きは、純粹に藝術といふことは出來ない。併し、こゝでは創作的なものは、技術的なものも藝術文化の中に入れ、藝術を廣義に解して論ずれば、技術なく創作なき學問は、空理空文になつてしまふのである。

眞理は、虚偽や無知に對して、結局勝を占めるものである（第三節）

こゝでいふ眞理といふのは、決して自然科学的眞理を意味するのではない。世間では、迷信といへば、自然科学的眞理に矛盾するといふ意に解する者がある。勿論、自然科学的眞理に矛盾するものは迷信である。併し、眞理には宗教的眞理もあれば、哲學的眞理もある。自然科学的に證明し得ない原理も、他の見地からはやはり眞理である。西方極樂淨土の存在の如き、自然科学的に證明し得ない。火星や金星の存在と同じやうな存在と考へるならば、自然科学的眞理に矛盾さへするであらう。併し、それは宗教的にはやはり眞理である。火星や金星とは同じやうな存在で探検し得るとすれば、自然科学上からは迷信であらう。けれども、或意味で西方極樂淨土の存在を主張するのは、決して迷信ではない。迷信とか虚偽とかいふのは、例へば金錢を神佛に奉れば

病氣が治癒され、或は世俗的幸福が恵まれるといふ類の主張をいふのである。かゝる主張は、如何なる眞理からも排斥されなければならぬ。かゝる意味からすれば、結局虚偽は暴露されて、眞なるものが永久に榮えるのである。

眞理研究の目的は、國民道徳の發展に貢献するにある（第三節）

眞理は眞理其のもの爲に研究さるべく、道徳の手段として、道徳の目的の爲に眞理でないものが眞理として主張されてはならないとは、一般の信念であらうと思ふ。例へば、親の主張する所は虚偽であり、子の主張する所は眞理であるが、子は親に従順でなければならぬといふ道徳上の要求から、親の虚偽が眞理として要求されなければならぬとするならば、それは明かに眞理の冒瀆である。併し、之では、眞理研究の目的は國民道徳の要求に合致しなければならぬといふ要請に矛盾するやうに見える。かゝる問題は如何に解決さるべきであるか。

眞の道徳上の要求から言へば、親の虚偽は親なればとて承認さるべきでない。子が親の虚偽に對して執るべき態度は、やはり子として眞實の態度があるだけであつて、虚偽の承認であつてはならない。若しも親の虚偽の承認であるとすれば、親子相率ゐて惡をなすといふことになるであらう。それはたゞ子がかゝる場合、單なる反抗であつてはならないといふまでである。子の眞の態度は親をして眞に還らしめることでなければならぬ。同様に我が國民道徳は、常に眞理に戻つて

はならないのである。國民道徳の至善は、皇國永遠の發展である。皇國永遠の發展は學問上の眞理に本づいて遂げられなければならない。學問研究が單なる眞理の爲の眞理だけに終つてはならないといふことは、道徳と學問との關係に於て、學問は道徳に奉仕しなければならないといふのであつて、學問は眞理を輕視することによつて道徳に奉仕することは出来ない。學問が道徳に奉仕し得る唯一最善の道は、どこまでも學問が眞理に忠實であることによつてである。但し、學問は眞理に忠實なことによつて、國民の道徳の發展に貢獻することを目的としなければならないことは勿論である。

生氣に充ち満ちた生命の躍動である（第四節）

美學的に論ぜられた美なるものの意義は、形式的にも内容的にも解答される。形式と内容の一致した所に美がある。併し、こゝでは形式的方面の敘述を省き、内容的に美を、「生命の躍動」と定義した。之は道徳を「皇國の永遠の發展」と言ひ、學問の方面で、「眞なるものが永久に榮える」と言つたことと一致するもので、三者はこゝに一となる。否三者は一なるものの三方面である。

瘦がへりをするぞ願よれきりぐす（第四節）

俳人一茶の句。一茶は本名小林信之、信州柏原の人、繼母と合はず、十五歳で江戸に出、其の後多年放浪生活を續けて居たが、後郷里に歸り、文政十年歿した。年六十五。

第七課 國民道徳と實業

要旨

國民道徳は、苦心經營の實業其のものの中にあるのであつて、其の外にあるのではないことを力説した。併し、徒らに勤勞を厭うて、結果たる利益だけを貪らうとする態度は、むしろ不道徳的である。勤勞其のものを愛し、事業と一になる態度、そしてその結果は他にも推し及ぼして、結局は皇運を扶翼し奉る所に、眞の實業家の道徳の存することを明かにした。

解説

貧農の家に生れて（第一節）

田澤義鋪著「私を感激せしめた人々」の中に收められた熊谷辰治郎執筆の「大地に見出せる新生命」中の主人公、梅村登である。此の人は岐阜縣土岐郡土岐町櫻堂の貧しい車力業と、二反六畝の小作百姓を兼ねた農家に生れ、高等小學一年を以て退校しなければならぬ程の貧家から身を起して、櫻堂から約一里山奥、屏風山麓の開拓に十數年間を過して、遂に二町餘歩の開拓に成功し

た人である。大正五年三月十六日十九歳の時に歛をおろして、昭和三年には一千六百圓の収入を挙げ、昭和八年から一箇年約五千圓の収入を挙げ、更に同十三年からは一萬圓となる計畫をもつて居ることである。且彼に開墾を許可した町の當局に對する奉謝の念から、開墾の出来ない山に檜を毎年二千本づつ育てて居ることである。

本教科書に引用した文句の前には、次のやうなことが書いてある。「彼等夫婦は、幅十間、長さ四十餘間、一反五畝十六歩といふ大きな田を開墾してゐるが、初めそれを見る樵どもが、『此の急傾斜の山地に、そんな大きなものを作つても、水が持たないから、今少し小さく小切る方がよい。』と、やゝ嘲り半分に教へたのであるが、夫婦は更にそれに頓着せず、非常な堅固な石垣を積み土をならして、多大の苦勞を重ねた上、之を完成し、終には歛でならずは勿體ないやうに思はれて、痛いのを忘れて手の掌でならした。いよ／＼出來あがつたので、水口を切つて水を注いで見ると、水準器も使用しないのに、水は平均に、到る處約二寸位に滿々と漲つた。

折も折、日は全く暮れて、屏風山上には皎々たる月がかゝり、月光が此の水田の水の上に銀を展べたやうに光りかゞやいた。その時には嬉しさの餘り、思はず夫婦相抱いて聲を立てて泣いたことである。實際泣く程嬉しかつたのも道理、夫婦は一日の働を六時間（全労働時間、休憩時間を入れず）としてゐるが、此の一段五畝歩程の田を作る爲に、百九十二日、二人が働き続けであ

る。文字通り流汗の結晶である。

梅村君はいつてゐる。「……………」として、本教科書に引用した文が述べられて居る。

梅村登の開墾初期の状態が、次のやうに描寫されて居る。
「此の屏風山は、町から約二里を隔てた山の中腹の沮洳地で、誰一人開墾などを思ひ立つものはない程の處であつたが、梅村君はひとり此の山中にわけ登り、くはしく地理を研究した後、山附近の岩の傍に土窟を設け、萱を刈集めて屋根を葺き、殆ど古代穴居の頃のやうな家を造つた。そして、先づ自分の食料を得る爲に、一箇月の中二十日前後は、日傭をしたり、車力を引いたり、三反歩足らずの小作をして、幾らかの米代がたまると、それを食料にあてて屏風山に登り、十幾日かは熱心に開墾に當るやうにした。……米が盡きると、再び町に出でて日傭を働いては、開墾の食料を貯へ、それが少したまると、又山に登つて開墾し、晝夜兼行、一心に労働して、半穴居の生活を續けた。」

仕事と我と一つになり切つて（第二節）

仕事と我と一つになりきるといふ體驗は、修養上から言つても大切なことであるが、それが其のまま道德であると思ふ。仕事は悪事でない限り生産的であり、自他を利用して幸福ならしめる事業である。それに一つになり切るといふことは、最も能率の高い状態であると共に、自己と仕事

との間に何等の間隙も分裂もないから、雑念や妄想の起らない状態である。雑念妄想とは、或は他人を羨み、或は自己の不幸をはかなみ、生活に對する堅實な關心を失ふ自己中心的なものである。かゝる雑念妄想に悩まされること其のことが既に悪である。故に、仕事と一つになりきるのは、其のまゝ自他を救ふ道德的行であり、道德的感情や理論でなくて實踐である。此の精神態度は、日常生活に於て養ひ得る。生徒にとつて、日々の學業・運動・作業等が仕事である。仕事に當つて、仕事と一になつて雑念なき状態は、最も能率高き状態なると共に、道德的である。

實業家が仕事そのものを楽しむのは（第三節）

徳富蘇峰が淺野總一郎を批評して、「淺野君は事業に淫する人である。仕事好きなのである。基狂が基盤に向ふと、飯時をも忘れて打續ける程に、仕事が飯よりも好きなのである。淺野君の本領は、常に仕事を主に、利益を従として、致々止まず、一生の努力を其の仕事の上に捧げんとする處にある。」と言つて居る。又一挿話がある。それは、歐洲大戰後、獨逸の賠償船の引受方を、時の藏相高橋是清に勧められて、即坐に承諾し、其の船に安田善次郎を乗せて、香港グリーンブ、アイルランドのセメント工場の視察に出掛けたさうである。工場へ着くと、いきなり原料倉庫や貯藏場にもぐり込み、泥だらけの洋服で、始めて其處の技師長に面會した。安田も其の熱心さに驚いたが、更に技師長は、「之でこそあつばれ東洋のセメント王だ。」と舌を捲いたさうである。

父祖の苦辛經營の恩澤を知る者にして（第四節）

仕事と一つになり切つて働くといふことと、皇恩を感佩し、皇國の爲に働くといふこととは、二つの事ではなくして、一つの事である。仕事は普遍である。勤める我は個である。兩者の一となる所、普遍と個の一致である。普遍即個、個即普遍である。そこから尊い宗教的體驗も生じて神を仰ぐ道も開ければ、我が國民にあつては、皇室・皇國と一なる我を體驗することも出来る。今日所々に、集團的勤勞の行はれる所に、國旗掲揚・宮城遙拜の行はれるのは、勤勞と國民道德の一致を表徴して居ると謂ふべきである。それは同時に、個人の仕事の場合にも、其の心境が體驗されなければならぬ。一々國旗を掲揚しなくても、心の中に國旗が掲揚され、宮城が遙拜されなければならぬ。こゝは單なる知的推論ではなくして、體驗の論理である。

皇恩に浴し奉ればこそである（第四節）

かゝることを教へる時に、陥り易い弊害は、功利的に考へさせることである。皇恩によつて利益を受けるが故に、利益の一部を皇恩報謝に捧げるといふ考方である。併し、實は我等が皇恩に感激して、各自の職務に盡瘁すること其のことが、皇恩をいや榮えさせ奉る力ともなつて居るのである。故に、我等の皇恩に對する奉仕は、受けた恩の多少によつて左右さるべきでなく、皇恩に奉仕することが其のまゝ我等の眞に生きる道なのである。

第八課 良心

要旨

良心の性質を明かにし、良心の權威を強調した。理論的であるよりも、むしろ實踐的に良心を説明し、生徒をして良心的に行爲することを勸奨した。良心の麻痺を覺醒し、之を益、明敏ならしめることが本課の主眼である。

解説

法制は法定の租税だけを負擔せしめ（第二節）

大日本帝國憲法の第二章臣民權利義務は、次の十五條から成つて居る。

- 第十八條 日本臣民タルノ要件ハ法律ノ定ムル所ニ依ル
- 第十九條 日本臣民ハ法律命令ノ定ムル所ノ資格ニ應シ均ク文武官ニ任セラレ及其ノ他ノ公務ニ就クコトヲ得
- 第二十條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス

第二十一條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ納税ノ義務ヲ有ス

第二十二條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ居住及移轉ノ自由ヲ有ス

第二十三條 日本臣民ハ法律ニ依ルニ非シテ逮捕監禁審問處罰ヲ受クルコトナシ

第二十四條 日本臣民ハ法律ニ定メタル裁判官ノ裁判ヲ受クルノ權ヲ奪ハル、コトナシ

第二十五條 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外其ノ許諾ナクシテ住所ニ侵入セラレ及搜索

セラレ、コトナシ

第二十六條 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外信書ノ祕密ヲ侵サル、コトナシ

第二十七條 日本臣民ハ其ノ所有權ヲ侵サル、コトナシ

公益ノ爲必要ナル處分ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

第二十八條 日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有

ス

第二十九條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ言論著作印行集會及結社ノ自由ヲ有ス

第三十條 日本臣民ハ相當ノ敬禮ヲ守リ別ニ定ムル所ノ規定ニ從ヒ請願ヲ爲スコトヲ得

第三十一條 本章ニ掲ケタル條規ハ戰時又ハ國家事變ノ場合ニ於テ天皇大權ノ施行ヲ妨クルコト

ナシ

第三十二條 本章ニ掲ケタル條規ハ陸海軍ノ法令又ハ紀律ニ牴觸セサルモノニ限り軍人ニ準行ス
良心の命令は神の聲であり(第四節)

神は至善の人格である。随つて、神は我等の良心を通して我等に呼びかける。其の時、良心の聲は神の聲である。リップス Theodor Lipps (1851-1914) は良心を解して、彼の所謂至善たる「客觀的に妥當な事實の要求」だとして居る。即ち Sollen である。又宗教的に言つて、「人に於ける神の聲」die Stimme Gottes in Menschen と云ふことを、説明にはなつて居ないが、先づよいとして居る。至善の聲と良心の聲とは、嚴密に言へば違ふのであるが、至善の聲は良心を通しての外に聴くことは出来ないから、それでよいわけである。但し、至善の聲は完全であつて、そこに發達はないが、良心は發達するものだから、そこに相違はある。

伊藤仁齋の感化を受けた盜賊が(第五節)

日本英雄論に碎いた調子で此の事が載せてあるから、それを引用しよう。なほ同書中に藤樹にも同様の逸話があるから、それも引用しよう。

盜賊と仁齋

仁齋が嘗て夜行した時、數人の賊に取圍まれ、劍をつきつけられた。

「酒代がないんだ。客人、どうだい。その着物を脱いで、有金残らずおいて行かないか。文句は

ない筈だ。」

仁齋は驚かず靜かに言つた。「お前たちは何をして働いて居るのだ。」

「おれたちか。おれたちは天下を横行し、追剽強盜を商賣にして居るんだ。」

「お前たちの商賣とあれば止むを得ぬ。くれてやる。」と、おもむろに衣服を脱ぎ、金袋を與へて、裸で悠然立去らうとした。すると、賊等は顔を見合せ、仁齋を呼びとめ、「數年此の方かういふ商賣をして居るのだが、あなたくらゐ落ちついて居て勇氣のある方を見たことがない。一體あなたは何をしてをられるのか。」

「私は儒者だ。」

「儒者! それは何をやる商賣ですか。」

「人倫五常の道を教へるのが商賣ぢや。人倫の道と申すのは、親には孝、兄弟には友愛、人と交はるには信を重んじ、老者を敬ひ、幼者を愛し、貧者を賑はし、窮者を救ふなどが、まづ其の主なるもので、しかも之は、人間にあつては一日半時も缺くことは出来ぬ。常に此の心がなければならぬ。もし人として之がなかつたならば、禽獸と少しもえらぶところが無い。」と説諭したのである。

賊等は之を聴き、大いに自分等の非を悟り、跪いて言つた。

「私どもも同じ人間と生れ、而もかやうなまちがった業を致してをりましたのは、まことに恥かしいこととございます。どうか我等の罪をゆるし、御門弟に加へて戴き、お教へ下さるやうお願ひしたく存じます。」と悔悟して、以來良民となつたといふ。

賊を感化す

藤樹は到るところ、あらゆる場合に、人を説くことを忘れなかつた。駕籠に身をゆだねながら、駕籠人足に道を説いたこともある。酒色に溺れた弟子には、親切な手紙を與へて懇々と諭しもした。又或時、道で強盜に遭つた。錢二百匁を與へようとする、賊は刀を抜いて、「端錢はいらぬ。金がなくば、衣服を脱いで置いて行け。それとも生命を貰はうか。」と詰め寄つた。

「待て。」藤樹は、暫く考へたが、やがて自若として言つた。

「汝等に衣服を脱いで與へる道理はない。勝負を望むとあらば、是非に及ばぬ。相手を致さう。が、武士の作法だから、名乗つてからにしよう。我は近江小川村の中江與右衛門といふ者。」

「あつ。」賊は聲を立てて飛退つたかと思へたが、大地にびつたり手をつかへると、ぶる／＼と震へた。強惡な賊も藤樹の名に對しては手向ひすることは出来なかつた。彼の感化は、かうして人々の上に及び、誰言ふとなく近江聖人の名は近隣に響き渡つて、三歳の兒童でも知らぬ者はないやうになつた。

第九課 本務と徳

要旨

本務の意義を説明し、其の内容を教育に關する勅語について指示し、更に徳を品性との比較に於て説明し、元徳及び種々の徳目に言及し、修徳の大切なことを述べた。

解説

社會的制裁（第一節）

制裁 Sanction とは、權威力によつて人間行爲を特定の目的に強制することであつて、ベンサム Jeremy Bentham (1748-1832) は功利主義の立場から制裁を論じ、個人の幸福を他人或は社會の幸福に一致せしめる原因は、制裁にあると斷じ、又制裁する權威力は外部に存すると觀て、外的強制力を主張した。彼は制裁を四に區分した。(一) 自然的制裁、飲酒によつて精神的生理的缺陷を生ずる類。(二) 政治的制裁、法律の權威によつて下される制裁。(三) 通俗的制裁、輿論によつて下される制裁。(四) 宗教的制裁、善因善果惡因惡果で、地獄の刑罰を受け神の賞讃を受ける類。

ミル Jahn Stuart Mill (1806—1873) は此の外に内的制裁を認め、倫理學的制裁論を明示した。こゝにいふ社會的制裁とは、主としてベンサムBenjaminの第三類の制裁を指す。

本務の統一が肝要 (第三節)

本務の統一は義務の統一の如く、強制を以てしては企圖されない。本務は道德上のことであり、其の實現には自由意志を豫想する。思想や信仰の自由を尊重する現代に於て、國民思想殊に道德上の國民思想の統一は、極めて困難な問題の一つである。ソヴィエト聯邦等では、自由を制限し、權力を以て思想の統一を企てて居る。併し、之は本來權力を以てすべきでなく、教化を以てすべきである。我が國は尊嚴な國體を有し、祖宗尊崇の念は國民に普く且深く、詔勅はあらゆる學者の教説、宗教家の説教の上に、遙に高い道德上の權威を有し、特に國民教育が、教育に關する勅語を教典として居ることによつて、本務の統一が強制によらずに、最もよく行はれて居る。之は萬國無比の優越した長所であつて、所謂「教育ノ淵源」が確固不拔な爲である。

元徳 (第四節)

Cardinal Virtues (英) Kardinaltugenden (獨) を譯して元徳と言つて居る。徳を分類整理しようとする企から起る。有名なのはプラトン Platon (427-347B.C.) の四元徳で、西洋の多くの倫理學者は之によつて居る。プラトンは、精神を理性・意性・欲性の三様相に分ち、之等にはそれ

ぞれ固有の本分・課題ありとし、之を完全に實現して圓滿の境に至るのを元徳とした。理性には智慧、意性には勇氣、欲性には節制、そして靈魂全體の完全圓滿な生活は、理性の命に従ひ各能力が其の課題を實現し、互に犯されないのにあるとした。次に右の靈魂三相の説に基き、之を國家構成の階級に當嵌め、理性には治者、意性には文武官吏、欲性には労働者が當り、それ〴〵智慧・勇氣・節制を實現するのを本分として要求され、國家全體の徳を正義であるとした。

基督教の三元徳、信・愛・望はアンブロシウス *Banctus Ambrosius* (333/340-397) に始まる。される。アンブロシウスは初代基督教の教父で、ミラノの監督として、又説教者として、大なる感化を及ぼした。著述があり、又修道院制を導き入れて、禁欲的精神を鼓吹した人である。

知・仁・勇の三達徳は中庸に出て居る。五倫は中庸には五達道として述べられて居る。「天下之達道五、所以行_レ之者三、曰、君臣也、父子也、夫婦也、昆弟也、朋友也。五者天下之達道也。知仁勇三者、天下之達徳也。所以行_レ之者一也。」と書いてある。今日通説となつて居る五倫の目は、孟子の時に定まつて居る。孟子、滕文公上に、「使_レ契_レ爲_レ司徒_レ、教_レ以_レ人倫_レ。父子有_レ親、君臣有_レ義、夫婦有_レ別、長幼有_レ序、朋友有_レ信。」とあるのは之である。今日五常の目を仁義禮智信とするのは、漢の董仲舒の、「仁義禮智信、五常之道、王者所_レ當_レ修飾_レ也。」の語によるのであるが、尙書、舜典にいふ五典をも五常といふ場合がある。

第十課 道

要旨

西洋では道德の根本原理を道といふ語であらはずことはいふやうである。新約聖書マタイ傳に、*Prepare ye the way of the Lord, make his paths straight* 等、稀に似た用語もあるが、多くは、道 *Way* は、手段・方法・過程といふ程の浅い意味に用ひられて、東洋で用ひられて居るやうな深い意義をもたない。東洋では、儒教でも道教でも佛教でも道を言ひ、極めて重要な奥深い意義を持つて居る。道の體得は、東洋の道德では根源的である。之を自覺せしめると共に、我が國の道、皇道、教育に關する勅語の中の「斯ノ道」で、國民の實踐すべき一貫の道を述べて、之によつて修養せんことを勧めた。

解説

道はしばらくも離るべからず、離るべきは道にあらず（第二節）
中庸に、「道也者不可須臾離也。可離非道也。是故君子戒慎乎其所不睹、恐懼乎其所

不聞」とある。

千差萬別の境遇に處して（第三節）

道に明かであるとは、後に説くやうに、我が國では教育に關する勅語に宣はせられた「斯ノ道」であつて他ではないから、誰彼にも明かな譯である。併し、斯の道に明かであるとは、其の十分な意義に於ては、明治天皇の御體得になつた道を自らも體得することによつて、始めて知り明らかにすることが出来るのであるから、實は容易なことではないのである。若しも我等が道の本源をしつかりと十分明かに把握して居るならば、千差萬別の氣質・境遇に於ても、道がいつこにあるかを十分明かにし、且實行することが出来るであらう。併し、それが實に容易でないことは、我等の體験に徴して、我等各自の知る所である。

我が道一以て之を貫く（第四節）

論語、里仁篇に、「子曰、參乎、吾道一以貫之。曾子曰、唯。子出。門人問曰、何謂也。曾子曰、

夫子之道、忠恕而已矣。」とあり、孔子一貫の道は議論なく忠恕といふことになる。併し、後世の學者中には、之に疑を挾む者が出て來た。蟹江義丸著の孔子研究に諸議論が出て居る。それは、中庸に、「忠恕違道不遠。」とあり、一貫の道に近いけれども、忠恕即一貫の道でないことを道破したのであるといふやうな所が、異論を生じて居る。忠恕は二にして一ならず、

忠恕は淺近に失すといふのが、異論の生じた原因である。そこで、或者は、一貫の道は仁であると言ひ、或は誠であると言ひ、或は理であると言つて、議論が定まつて居ない。蟹江義丸は次のやうな圖表を掲げて、一貫の道について独自の見解を主張して居る。

	形式的……………中庸
一貫の道	外面的……………禮
	質料的
	内面的……………仁

本教科書は之等の説によらず、直ちに孔子の人格のうちに一貫の道を求めたのである。

「佛道は無上なり、成ぜんことを誓願す」(第四節)

四弘誓願の一句である。四弘誓願は、宗派用ひる所によつて多少文字を異にして居るが、次の如きものである。

衆生無邊誓願度 煩惱無盡誓願斷 法門無量誓願學 佛道無上誓願成

國民の應むべき一貫の道(第五節)

外國では王室が同時に道德の權威であり得ず、單に政治上の權力たるに止まるから、國民すべての者が依るべき一貫の道が定まつて居ない。それは氣の毒なことである。孔子の道の如きにも此の缺點がある。論語、衛靈公篇に、「子曰、道不同、不相爲謀。」とあるが、之は暗に同じ支那國

民の間に道の同じからざる者あり、老子の道も、兵家の道も墨子の道もあり、且それ等が没交渉であることを暗示して居る。又論語には國に道ある場合とない場合とを擧げて、各、に處する行藏を論じて居る。「子曰、直哉史魚。邦有道如矢、邦無道如矢。君子哉、蘧伯玉。邦有道、則仕、邦無道、則可ニ卷而懷ニ也。」(衛靈公篇)の類である。かく孔子が無道の邦國を論じたのは、國王が無道である場合に、君子の處すべき道を論じたのである。西洋にもかゝることは有り得る。併し、我が國では、此のことはあり得ない。道の本源は皇祖皇宗の道に存する。國民は皇祖皇宗の道を仰いで道の規準とする。これが我が國體である。臣下の多くが斯の道に明かでなかつた時代はあつた。其の結果武門政治といふものが出現した。併し、國に道がなくなつたのではない。却つてさういふ際に、「道ある世ぞと人に知らせん」と遊ばした後鳥羽上皇があらせられ、其の爲に御活動になつた後醍醐天皇があらせられ、又楠公の如き大忠臣も現れたのである。又神皇正統記の如き、道を明かにする文書も著されたのである。

孔子・釋迦・基督の道をも容れて餘さないものである(第六節)

我が國では、孔子のやうに道同じからざれば相爲に謀らすといふことでは許されない。孔・老・釋・基は皆皇道の輔翼であつて、皇道を明かにし、皇道を實踐する上に於て、互に寛容であり、互に謀りあつて行かなければならぬ。

第十一課 國民道德と宗教

要旨

「神社は宗教にあらず。」とは、國法の採る方針であるが、我が國の神社崇敬が宗教的性質を帯びて居ることは、否めない事實である。そして、神社崇敬は國民道德の中核であるといつてよい。こゝに於て、國民道德と宗教との問題が起る。思ふに、神社崇敬さへあれば、他の宗教はいらないといふのは曲論である。人々其の面の異なる如く、其の信念・信仰も異なる。或は基督教に救はれるに適した人もあり、佛教に適した人もある。種々な宗教の存するのは、種々な人の心靈を救ふに適して居る。たゞ種々な宗教を信する結果、國民精神が混亂に陥つてはならない。其の統一者は國民道德・神社崇敬であつて、こゝに於て積極的に國民道德と宗教との關係が考察されるべき理由がある。

解説

國民道德は即ち宗教であるといつてもよいほどである（第一節）

支那民族の道德、印度民族の道德、英國國民の道德各、多少の他と異なる特色を有し、其の限りそれ等はそれ等の國民の國民道德と言つてよい筈である。併し、それ等の國民の道德が、國民的特色を帯びたことは、多くは無意識的な結果であつて、其の道德は人たるの道を講究して居るに過ぎない。孔子の道、基督の道皆然りて、國民に特有な道を明かにしようとして居るのではない。偶、英國國民的基督教が生じ、英國國民的道德は一種の教團的特色を持つて居る。皇祖皇宗及び天皇を最尊者として、同一血族の國民が家族的團結を有して、同一教條を奉じて居るのである。獨、伊等のファシズムで、指導者が道德や信仰の分野にまで深入して居るのは、我が國の狀態に近似するものであるが、それにした所で、上からの指導があるだけで、國民の心胸から湧き出た特有の國民的道德や宗教がある譯ではない。此の意味に於て、我が國に於てのみ、國民道德が宗教であるといつてもよい程である。

教派神道（第一節）

宗教として存立して居る神道が十三派あるので、十三派神道ともいふ。

(一)神道、(二)黒住教、(三)修成教、(四)大社教、(五)扶桑教、(六)實行教、(七)大成教、(八)神習教、(九)御獄教、(十)禊教、(十一)神理教、(十二)金光教、(十三)天理教が之である。

佛教の或一派（第二節）

こゝでは眞宗を指す。歎異鈔の文句を再び引かう。
 「彌陀の誓願不思議にたすけまゐらせて、往生をば遂ぐるなり。」と信じて、「念佛まをさん。」とおもひたつ心の發る時、即ち攝取不捨の利益に與けしめたまふなり。彌陀の本願には、老少・善悪の人を選ばれず、たゞ信心を要すと知るべし。其の故は罪惡深重・煩惱熾盛の衆生をたすけんが爲の願にまします。然れば、本願を信ぜんには他の善も要にあらず、念佛にまさる善なき故に。惡をも恐るべからず、彌陀の本願を妨ぐるほどの惡なき故に。

神の恩寵(第二節)

基督教で恩寵とは、人は神の前に意義ある何等の行なく、罪人であるにも拘らず、神は之を義として救ふことを意味する。此の恩寵を特に徹底的に説くのは新教である。カトリックでは神の恩寵を受ける爲には、多少の行を必要とする。斷食・祈禱・童貞・施與・喜捨等は、恩寵に浴する爲の功德として認められた。宗教の改革によつて、信が唯一の必要事とされるに至つた。本教科書では道德との對照を明かにする爲に、特に他力的なものを例に擧げた。佛教にも自力宗があり、カトリックは多少自力的である。併し、それにしても道德とは違ふ。道德では人格本位で修徳に終るが、宗教では神本位で、人は神の救に與かる。救はすべての宗教に必ず存する觀念である。

宗教的直観(第三節)

神は宗教では單なる理念でない。神は感覺の對照たり得ないけれども、心象として直観的に觀られる。夢想・啓示・念佛(稱名念佛と異なる)其の他諸種の方法による。

批判的でない、どこまでも信仰的であり、自律的でない、他律的である(第三節)

之は傾向として解して戴きたい。批判的要素も自律的要素もない譯ではない。たゞ傾向として、どこまでも他律的であり信仰的である。之は大體倫理學と對比して述べたのである。然るに、倫理學より宗教の方が起原が古い。倫理學のない時に、倫理學も、哲學も、恐らく殆ど一切の知識藝術は宗教の中に存して居たのである。之を現在について考へて見ても、佛教の如きは甚だ哲學的な宗教である。思索も批判も其の中に行はれて居る。又自力宗はそれだけ自律的である。けれども、根本の傾向はやはり他力的信仰的である。

現世祈禱の宗教もある(第四節)

之は宗教の低級なものであると考へられ易いが、必ずしもさうではない。勿論低級なものが此の中にあることは事實である。即ち賽錢を上げて、病氣を癒すとか、利福を祈るとかいふのは低級には相違ない。併し、賽錢でなく、心の改良によつて、現世の幸福を祈るといふことは低級とはいへない。之はむしろ「天國に財を積む。」とか、「極樂に往生する。」とかいふものよりは正しいと思ふ。幸福を祈る點では兩者一である。其の幸福が來世にあるか、現世にあるかの相違であ

る。其の方法が道德的意味を有し、其の求める福が倫理的性質のもの（人を呪ふとか、一時の個人的な経済的利益に與かるのを祈るの等は倫理的の幸福ではない）であるならば、却つて現世祈禱の方が正しいと思ふ。

神社神道や教派神道に現世祈禱の傾向が多い。其の故に之を低級であると見るのは、正しい批判ではない。

意義ある來世觀を有する信仰に人を導くことが、主要なことでなければならぬ（第四節）

來世が尊いのではなく、來世觀、我等の不滅觀の信仰其のものが尊いといふ意味である。

一方に篤い者は他方にも忠實になるからである（第五節）

宗教に於て篤い信仰を有する者は、必ず國民としても善い人であり、敬神の念も厚くなる。又善良な國民にして、始めて其の教團に於て篤信の者として優れた者となる。故に、基督教でも佛教でも正しい信仰には、若しも其の人にして縁があるならば、入信を勧めるべきだと思ふ。但し、其の宗教の性質上皇祖神の崇敬を否定する如き傾向のものは、國民的信仰の立場から儼然たる批判を要する。此の國民的信仰の批判力がある爲に、我が國ではあらゆる宗教が國民思想の中に統一されて、大なる精神力となるのである。外國では、異宗教相争つて國民的分裂をさへ惹起することの多いのに比較すべきである。

第十二課 惟神の道

要旨

惟神の道を説いて神道の意義を明かにした。少しく神道家の説と違ふかも知れない。併し、卷五は一貫した倫理學説を以て、すべての問題を取扱つた。神道も此の學説から、即ち道德的觀點から見られるやうになつた。併し、之が著者にとつて生ける信仰である。總じて傳統的なものを、其の取扱の方法までも傳統的にしては、理解力ある青年の心に生きて來ない。併し、之は青年ばかりではあるまい。統一した生活を營まうと努力する者は誰でも、自己独自の觀點から傳統を見ようとする努力は存して居る筈である。本教科書は此の立場から、神道を青年の心に、延いては現在及び將來の社會に活かさうと心がけた。國民思想から見て、等閑に附すべき問題ではない。

解説

それは佛教に於ける覺者（第一節）

我が國の皇祖神の方が血縁的に親密な神にましますことは、佛教の覺者、基督教の創造神よりす

つと親しい神であり、此の點では外來の宗教の如きを要しないやうであるが、併しそれ等の宗派宗教に於ける神は、或は理論的に、或は實踐的に、或は感情的に鍛へに鍛へ上げた神であつて、他の點では人生觀・神觀・宇宙觀等に關して頗る卓越したものがあつた。決して無用なものではなくして、日本文化を發展せしめる上に必要なものである。國民道德の立場からは、血縁的に皇祖神又は祖神は我等と離るべからざる者であるから、宗派宗教で修養した信仰を以て、皇祖神を奉祀するやうにありたいと思ふ。

「惟神者、謂フツ神道ニ亦オ自有ソコ神道ト也。」(第一節)

「惟神とは、神の道に従つて又自ら神の道あるを謂ふなり。」宣長は本教科書に示したやうに解して居るが、我等は次の如く解すべきであらう。

惟神とは、神、例へば皇祖の道に従つて行動することである。さすれば、又日本固有の神に従ふ道がある譯である。即ち外教排斥の意味はない。

本居宣長は之を次のやうに説明して居る(第一節)

古事記傳一、直毘靈の「神ながら安國と平けく所知看しける大御國になもありければ。」といふ本文の註の中に説明した句である。宣長の主張は所謂復古神道で、漢意・佛意を去ることに専ら努力したのであるが、其の結果として、「他に求むべきことなき」とまで極論するに至つたのであ

らう。併し、之はいさゝか偏狹である。

古來の國民の傳統的生活を、惟神の道と稱して(第一節)

傳統的生活が絶對の標準ではない。傳統的生活を基礎として創造する生活が、眞の生活である。併し、傳統的生活は基礎であり、國民的性格であるから、愛護すべきものである。即ち國民生活には一貫の精神が通つて居なければならぬ。惟神の道が究極の標準であるといふ譯でなく、我が國民生活の一貫の性格として愛護すべきものであるといふのである。之を愛護する爲に、博く中外に學ぶといふことは力むべきことである。

理想としての神格(第二節)

天照大神が事實如何なる御神格にましましたか。高天原はどこ、其の率ゐ給うた民族の原住所はどこ、出雲民族との關係は如何等は、歴史研究の對象にはなるかも知れない。けれども、それは信仰の對象としての皇祖とは、おのづから別な問題である。天日を以て象徴された國民信仰の對象は絶對人格である。若しもそれが歴史研究の自由を妨害するならば、迷信的でもあらうけれども、そんな低級な信仰を語つて居るのではない。

此の信仰は國民に普遍的であつて(第二節)

此の信仰は個人の心性陶冶・道德的信條等を規定する種類の宗派宗教と、全く趣を異にしたもの

である。宗派宗教が、超國家的乃至個人的なものであるのに對し、之は國民的なもので、個人の内生活に干渉する種類のものではない。國民に本來普遍固有のもので、國民的風俗・傳統と合一して居る。故に、歐洲でいふ國教制度とは全く譯が違ふ國教制度である。國家的教會 *Established Church* 等は、宗教宗派の一種に國家が特殊の保護を與へ、其の組織・行政に干渉を加へて統御して居るものである。英國教會 *Church of England*; *Anglican Church*; *Episcopal Church* 等は其の例である。かゝる制度に於ては、國教以外のものを信ずるのは、おのづから之と對立する。英國ではかゝるものを *Nonconformists* とか *Dissenters* とか呼んで居る。

併し、日本の神道は全く之と趣を異にして居る。佛教徒も、教派神道者も、又基督教派も、苟も日本人たる限り、皆崇敬すべき、又現に崇敬して居る信仰の對象である。皇祖は皇室の御祖先であり、又國民の祖先でもある。皇室は皇祖を御祀りになる。同時にそれは國民的祭祀である。

世を捨てた一寒僧（第二節）

西行法師。歌は内閣文庫本山家集にある。

現御神（第三節）

「あきつみかみ」・「あきつかみ」・「あらみかみ」・「あらひとがみ」・「とほつかみ」等、天皇を申上げる語である。

宣長が（第三節）

古事記傳一、直毘靈の本文から引いた語句である。

もろくの神社は、天照大神の理想の分身である（第四節）

之はやゝ獨斷的な言ひ方であるとされるかも知れない。神道者の言ふ所によれば、祭神は、或は火の神であることもあり、蛇の神であることもあり、雷の神であることもあり、井戸の神であることもある。併し、それは神道の發展の段階に於て存した神々である。なほ日本人でそれ等の神々に仕へて居る人が、事實あるであらう。併し、國民の一員としての著者の信仰にはない。著者の信仰だからといって、獨斷の私見といふべきではない。國民生活を營む以上、其の精神は國民的精神である。たゞこゝでは著者の信仰を述べるより外はない。教授者は批評しつゝ教へて戴きたい。皇祖は至徳の理念である。其の理念に近づくことが、平均を抜き、一般人から渴仰される程度に達した人格が、神として祀られる。故に、各神社は此の理想の分身である。故に、著者は蛇の神や鳥の神はあつても奉齋しないのである。之は國民信仰の純化を説く所以である。

例を基督教にとつて説明すれば（第五節）

之は基督教徒の子弟が、學校で行ふ神社参拜に於て、拜禮しないといふやうな實際問題を起す事柄に關聯して居る。

最高至善の理想といつても、各人の主體の中に存するのである。我等が他人を尊敬して敬禮するのは、それが人格であつて、此の至善に向つて努力する存在であるからである。基督教徒は基督なる理想によつて教團を組織し、修養して居る人々である。さればといつて、他人に敬禮することを拒むべきではあるまい。其の人が日本人である限り、日本の最高人格である皇祖の分身の神社に於て、其の人格としての祭神に敬意を表し、拜禮することは、當になすべきことである。若しも之を拒むならば日本人でない。

併し、之は著者の理論である。若しもかゝる生徒があるならば、適宜の教導が必要であらう。皇祖の奉祀は、之によつて人格陶冶をなさなければならぬものではない。それは基督教會でやつてよいことである。たゞ心から奉拜すればよいことである。更に之によつて人格陶冶をなすことは、固より望ましいことであるが、要求すべき限りのことでない。

カトリックの信者に頗る固い人々がある。注意して指導することを要する。

矯激の種、此の高貴な傳統道徳を無視する者がある（第六節）

改良主義者・改革主義者は、やゝもすれば傳統を悪いものと見る。之は大なる誤である。傳統には善もあり悪もある。其の善を愛護することは極めて大切である。又マルキシズム等では、宗教は阿片であるといふ。之も矯激である。そして、正さなければならぬ主張である。

第十三課 國民道徳と政治

要旨

我が國に於ては、特に道徳と政治とが本源に於て一であることを知らしめ、政治に參與して天皇の御統治を翼賛し奉る心得と精神とを述べ、且現時に於ける政治上の難局を自覺せしめて、之を打開するに國民道徳的精神を以てすべきことを激勵した。

解説

六合の内に照徹して、至らない限のない知仁勇の聖徳（第一節）

日本書紀に、天照大神の聖徳を述べて、「此の子光華明彩、六合の内に照り徹らせり。」とあるのに基づき、且三種の神器を傳へて徳を垂れ給うたから、かく申上げたのである。

臣民の協力輔翼を御期待遊ばすことは、多くの昭勅に明かである（第一節）

本教科書巻頭に載せ奉つた詔書や勅語に見ても明かである。

五箇條の御誓文には、

「此旨趣ニ基キ協心努力セヨ」

と仰せられ、戊申詔書には、

「我カ忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ」

と仰せられ、國民精神作興に關する詔書には、

「朕ハ臣民ノ協翼ニ頼リテ」

と仰せられ、昭和三年御即位の勅語には、

「爾有衆其レ心ヲ協ヘカヲ戮セ私ヲ忘レ公ニ奉シ以テ朕カ志ヲ弼成シ」

と仰せ給うた。かやうなのを指し奉るのである。

祭は政である（第二節）

祭政一致であるが、實は祭政教一致である。

「我が皇祖の靈」の詔（第二節）

日本書紀にある詔。

たゞ道徳と政治の異なる所は（第三節）

本文の説明がやゝ簡單に過ぎて居るから、解説する。道徳はそれが個人主義道徳でなく、國家主義道徳であつても、結局自己、即ち個人の修養である。國家主義道徳は、國家の發展に貢獻する

如き自己、即ち個人を修養するのを以て、究竟の目的とする。之に反して、政治は直接に國家全體の發展を以て、其の目的とする。之が其の相違である。併し、政治と道徳との相違を、道徳は人を善にするにあり、政治は各人に世俗的幸福を與へるのにあるといふやうに、内容的に考へるのは邪道である。政治の根本は、やはり全國民をして道徳的に完成せしめるにあつて、政・道の二者も、此の點に於ては一である。

ほど／＼に誠を盡す國民の力をあつめて（第三節）

明治天皇御製に、「ほど／＼にこゝろをつくす國民のちからぞやがてわが力なる」とあり、又「千萬の民の力をあつめなばいかなる業も成らむとぞ思ふ」、「萬民こゝろあはせて守るなる國にたつ身ぞ嬉しかりける」とある。

第十四課 國民道徳と教育

要旨

國民文化のうちに於ける國民教育の重要性を説き、國民道徳との密接な關係を述べた。國家が統治や政治だけを専らとし、國民の精神を根柢から教養する教育が十分でなかつたならば、到底健全な國家であることが出来ない。然るに、歐米文化國と雖も、我が國の如く國家と教育とが密接な關係になつて居る國は少い。歐米の教育は、なほ半ば基督教中心又は社會中心であつて、半ば國家中心であるに過ぎない。此の點我が國の教育の長所である。然るに、歐米を宗とする結果、學問教育の自由を尊重して國家を忘れるやうなことがあつては、甚だしい誤であると謂はなければならぬ。

解説

之等の三つが一つの文化のうちに綜合されるものは、宗教と教育とである（第一節）

綜合文化の中に、宗教と教育の外に、政治を入れてもよいかも知れない。政治は教育と文化とを

容れて、綜合的であるからである。併し、政治は政治其のものは文化であるが、それが學問・道徳・藝術に關係する状態は形式的であり、管理的であつて、三文化に互る文化活動たることは稀である。併し、今日今後の傾向として、政府が直接文化活動を營む機會は漸次増大しつゝあるといふことは否めない。

明治の教育が宗教や藝の手から學校施設に移された時に（第四節）

大正・昭和の教育の基礎を据ゑたのは、何といつても明治の教育である。從來の教育の發展過程を顧みて、將來の教育の方向を豫想することは、意義あることである。

そこで、明治教育の概觀を次に述べよう。

第一期 明治五年の學制頒布以前。

明治初年の教育方針は維新の潑刺たる精神を反映して、今日から顧みて意義深いものであつた。即ち教育理想は皇道を中心とし、漢土・西洋の學を兼ねるにあつた。即ち京都に興された皇學所及び漢學所では、「國體を辨じ名分を正すべき事」、「漢土・西洋の學は共に皇道の羽翼たる事」を教育の要旨としたし、明治二年の奠都後、昌平黌を再興した大學校の本校では、「神典・國典を辨へ兼て漢籍を講明」するを要旨とした。然るに、明治二年九月京都の皇學所・漢學所は廢され、明治三年七月大學本校も閉ぢられて、西洋模倣主義に轉換するに至つたのである。

即ち徳川時代の開成所を大學南校、醫學校を大學東校と改めたものが、新文明の源泉たる大學の前身として、明治二年以來發展し続けたのである。明治四年七月文部省を置いた。文部卿は大木喬任であつた。當時の私立學校に福澤諭吉の慶應義塾、近藤眞琴の攻玉社があつた。

第二期 明治五年より同十三年まで。學制時代。

明治五年八月太政官の布告を以て學制が頒布された。此の年舊昌平黌跡に師範學校を起し、米人スコットを教師となし、ついで大阪・宮城・愛知・廣島・長崎・新潟の六所にも官立の師範學校を開設した。同七年、東京に女子師範學校を設けた。同十年、元の大學南校と大學東校を合併して東京大學とし、法學部・理學部・文學部・醫學部を置いた。此の時代の教育思想に於て、かの皇道主義は忘れられ、英・米の實利主義が流行するに至つた。學制頒布に關する「被仰出書」に、「人々自ら其の身を立て、其の産を治め、其の業を昌にして以て其の生を遂ぐるゆゑんのもの、他なし、身を修め、智を開き、才藝を長ずるによるなり。」とあり、米人を聘し、米人の教育書を譯することが多かつた。學制の大綱は、全國を八大學區、一大學區を三十二中學區、一中學を二百十小學區に分ち、大學區に一大學校、中學區に一中學校、一小學區に一小學校を置き、文部省之を總轄する定であつた。小・中學共に上下に分ち、下等小學・上等小學・中等小學・上等中學に分たれて居た。此の歴大にして劃一的な學制は、我が國情に適しなかつたので、明治十二年

九月、更に新しい教育令が發布されて、學區を廢し、大綱のみを示して、各町村の自治に委ねる制度とした。

第三期 明治十三年から同二十三年まで。改正教育令時代。

教育に關する勅語下賜前の十年間である。同十二年の教育令はあまりに自由放任で弛緩の恐があつたので、同十三年十二月改正教育令を發布し、學區制を復活し、就學の督促を嚴にした時代である。歐米の教育は益、紹介され、所謂鹿鳴館時代を含む時代で、歐化の潮流一方に甚だ高まると共に、他方に反動を生じ、相剋混亂の時代であつた。明治十八年改正された官制により、森有禮が文部大臣となつて、大いに教育の刷新を行つた時代である。即ち明治十九年小學校令を發布して、小學校を尋常科・高等科の二等に分ち、修業年限を各、四箇年とし、尋常科四箇年を義務教育とした。同年中學校令を出し、中學校をも尋常・高等の二種に分ち、尋常中學を五箇年、高等中學を三箇年とした。同年帝國大學令を公布し、東京大學を帝國大學とし、法・醫・工・文・理の五分科とし、高等中學卒業者を入學せしめることとした。又特に師範教育に力を盡し、同年發布の師範學校令では、師範學校を尋常・高等の二等に分ち、尋常を一府縣一箇所に設けしめることにした。

第四期 明治二十三年から同三十三年まで。

教育に關する勅語下賜によつて、教育の大本が一定した時代、日清戦役によつて、國力が大いに伸び、教育上の進歩も著しく、漸く整備の域に近づいた頃である。此の期間の主な教育上の改變を挙げれば、

- a. 小學校に關する諸規程が整ひ、明治三十三年八月小學校令及び同令施行規則公布。
- b. 同二十七年高等中學校を高等學校と稱し、同三十二年尋常中學校を單に中學校と稱した。
- c. 同二十八年高等女學校規定を定め、同三十二年に高等女學校令を發布した。
- d. 井上毅が文部大臣の時、大いに實業教育を振興し、同三十二年實業學校令を制定した。
- e. 同三十年京都帝國大學を設置した。

第五期 明治三十二年から同四十五年まで。

現行教育制度は、此の時期に於て殆ど作られた。日露戦役によつて國運が益々發展し、教育の分野に於ては、實業教育の勃興と國民道德の強調とが著しく目立つた時代である。主な事項を列記すると、

- a. 明治三十六年小學校教科用圖書を國定とした。
- b. 同四十年小學校令を改正し、尋常小學校の修業年限を六箇年とし、之を國民の義務教育とした。高等小學校の修業年限を二年又は三年とした。

- c. 同三十四年高等女學校令發布、同四十三年實科高等女學校を置くことを得しめた。
- d. 同三十六年專門學校令を定めた。
- e. 同四十年東北帝國大學、同四十四年九州帝國大學が設立された。

明治時代を以て略、我が國の教育は大成したのであるが、大正時代に入つて歐洲大戰を經、國力の充實、世界的進出の機運に際會して、教育は擴大充實の方途を辿つた。北海道帝國大學は新たに設けられ、臺灣・朝鮮にも大學が新設され、又多數の醫學及び商工業等の專門學校が單科大學として昇格され、高等學校は急に増設され、中等學校の數も激増するに至つた。又幾多の研究施設が設立され、獎學の施設も種々講ぜられるに至つた。此の時期及び昭和の初頭にかけては、歐洲戦役の影響として、再び歐化思想が勢力を増し、思想上の幾多の問題を惹起した。以上の概觀によつて、今日叫ばれて居る教學の刷新が如何なる方向を辿るべきか、大局を握み得ることであるが、其の詳細は現下の問題であつて、こゝに述べ得ることではない。

第十五課 時代思想の批判

要旨

國民思想と國民の品性、行爲との關係を述べ、我が國民性の上から思想問題の輕視すべからざるを説き、惡思想を定義し、共產主義・ファシズム・解放思想を批判し、正しい思想の規準を昭和八年三月二十七日換發の國際聯盟脫退に關する詔書に仰いで、惡思想に對する態度を嚴正にせんことを勧めた。

解説

大義ヲ宇内ニ顯揚スル(第一節)

國際聯盟脫退に關する詔書に拜する御言葉。

如何に惡思想であるといつても(第三節)

部分的に善いといふことも一つであり、又國體・國情を異にする時、他の國體・國情では善い思想が、我が國體・國情では惡いといふこともある。

惡思想の種類として、部分的には一理を含んで居るが、大局から見ても如何なる國體・國情に於ても誤つて居るものと、或國體・國情では善いが、我が國體・國情では惡いものがあらう。かの共產主義の如きは、他國に迷惑を及ぼし、世界の害毒となつて居るばかりでなく、ソヴィエト聯邦自身の永久の正しい發展の爲にも善くない思想である。其の爲に、露西亞國民は恐怖と盲目に追ひやられて居る。かのファシズムの如きは、獨逸や伊太利にとつて善い思想である。併し、それが、從來成立した國憲國法を無視し、暴力を以て革命を起さうとする如きことに流れ易いとすれば、我が國體・國情に於ては絶対に避くべき惡思想である。

労働運動指導者の政權獲得を喜び、之を支持する者が頗る多かつた(第四節)

ソヴィエト聯邦に於ては、共產主義革命は一九一七年に成功したのであるが、そこに至るまでは古い歴史があつて、然るべく運命づけられて居たのである。日露戦役の第二年目、即ち一九〇五年にも同様の革命が企てられて居た。露曆一月九日(太陽曆では一月二十二日)は、血の日曜日として記憶されて居る。前年の一九〇四年は明治三十七年であつて、日露戦役勃發の年である。露國では戦費を賄ふ必要から紙幣を濫發したので、物價は騰貴し、労働者の罷業が瀕發するといふ情勢であつた。労働者及び社會民主労働黨員等は敗戦主義といつて、自國の戦敗を企てる者も多かつた。然るに、一九〇五年一月初めペテルブルグの職工組合の労働者四名が誡首された際、

其の復職の要求と共に政治運動が起されるに至つた。即ち血の日曜日にてペテルブルグで三十萬の労働者・婦人・小兒等が要求を掲げ、教會旗を掲げ、ツァーの像を持ち、ツァーの宮殿に向つて歎願に行進した。然るに、宮殿に近づくと、忽ちにして砲彈の見舞を受け、死者五千、傷者三千といふ多數の犠牲者を出した。それ以來露西亞の民衆は雇主とツァーと官憲とは三位一體であつて、貧民を壓迫する敵であるといふ刻印を深く感じたのである。かくして、此の年は大罷業・大示威運動等が續發したのであるが、十月の詔勅で立憲國となり、且政府の武力による壓迫が效を奏して、革命運動は鎮壓された。そして、時は反動時代に入つたのであるが、歐洲大戰の後半になつて、レーニン Nikolai Lenin (1870-1924)・トロンキー Leon Trotskii (1877-)等の巧妙にして大膽な指導によつて、遂に共産革命が成功したのである。

ファシズム(第五節)

伊太利の愛國的團體ファシズム Fascio の主張する主義であるが、今日では各國とも廣く同様の思想傾向乃至運動をファシズム又はファシズムといふやうになつて居る。最初から體系的な主張を持つて居るものでなく、「無思想の思想」を標榜し、行動第一主義を強調して來たものであるから、其の思想はむしろ傾向として把握すべきである。大體に於て、社會主義・民主主義・國際主義に鋭く對立して、經濟的には勞資協調主義、政治的には獨裁主義、對外的には傳統的な祖

國至上主義を採るものである。

伊太利にファシズム運動が起つたのは、一九一七年に、戦線から歸還したムッソリーニ Benito Mussolini (1883-) が、日刊新聞「伊太利國民」によつて、非戦論を唱道する社會黨と抗争し出して以來のことである。かくして、漸次勢力を得たファシズムは、一九一九年三月二十三日、ミラノに第一回大會を開くに至つた。一九二二年の頃、ムッソリーニは君主政體に對する愛著を宣言し、同年十月二十九日單獨内閣組織の大命を拜して以來、伊太利の獨裁者として種々の改革を實施した。即ち國家財政の挽回、官僚政治の再組織、教育の改革、労働爭議の平和的調停、國民全般に互る訓練の再施、農工業の進歩發展等である。宗教についてはカトリック教に大なる好意を寄せ、一九二九年法王に絶對權を付與した小領土を與へた。

ファシズムは「束」の意味で、黨員の結束を意味したものであるが、其の國家觀に於ても、個人の爲に國家が存するのでなくして、國家の爲に個人が存することを強調する。

右の如き傾向は、我が國にも近年著しく擡頭して來た。即ち自由主義に對する力による統制主義の如き、それである。併し、我等は模倣ファシズムと、皇國本來の面目に還らうとする日本精神主義とを區別するを要する。暴力を以て國憲國法を無視し、獨・伊の如き獨裁主義を施さうとする企の如きは排撃すべきである。之等は極右思想又は極右團體として、國法によつても取締ら

れて居るものである。但し、日・獨・伊防共協定を結んだ今日、ファシズムの教授に當つては、締盟國の國體・國情に敬意を表せしむべきである。

解放思想（第四節）

解放思想はデモクラシーの極端な傾向をいふのであつて、共產主義とかファシズムのやうに、一つの體系を持つた思想の謂ではない。即ち自由・平等を求めて、あらゆる人類を同等に取扱ひ、あらゆる強制・拘束を撤廢しようとするものである。子供を親から、妻を夫から解放しようとする如き主張があり、甚だしきは、人民を統治から解放しようとする無政府主義にまで及ぶ。其の根柢は個人主義であるから、我が國體の自覺から嚴正に批判すべき思想傾向である。

第十六課 國民道德と經濟

要旨

經濟の意義を述べ、今日の經濟上の難問が分配問題に存することを説き、經濟の國際性に觸れては排日の非道を指摘して、之を解決すべき道德的努力の必要なことを強調し、國民經濟に關聯しては、個人や階級の利害よりも、國家の利害を重視すべきを國民道德の上から説明し、家庭經濟に於てもやはり經濟が道德の命令に従ふべきことを説いた。結語として、我が國の經濟上の長所短所を述べて、大いに經濟的にも發展すべく、其の方法が國民道德の實行に存することを述べた。

解説

自然の資源に恵まれて、勞働に不足して居る處もあれば（第三節）

今日國際經濟に關しては、尖鋭化する列國對抗の現勢を緩和する一方策として、資源の再分割の聲が聽かれる。資源の豊富な國を「持てる國」といひ、然らざるを「持たざる國」といふ。英・

米・佛の如きは、「持てる國」であり、日・獨・伊の如きは、「持たざる國」である。「持てる國」は現状維持に傾き、「持たざる國」は現状打破に傾く。「持てる國」が進んで資源を解放するに至れば、問題は簡単であるが、然らざる限り、「持たざる國」は生命に關する問題であるから、どうにかして生存權を主張しようとする。之が今日の國際間の分配問題である。

何れも皆國家の統制に服し（第四節）

國家の統制を個人の恣意的經濟活動以上におくのは、統制經濟である。今日の我が國の經濟は、統制經濟であるといへよう。米價の調節、純毛服地の禁止、ステープル、ファイバーの強制、金の輸出禁止等、種々の方面に於て、個人の恣意經濟は國策上からの統制を受けることが漸次多くなつた。

我が國に於ては、道徳上許されないことである（第四節）

統制經濟が法の強制を以て行はれるばかりでなく、國民が道徳的良心から進んで、國家の利益を私利の上におくことは最も望ましいことである。又此の點に於て、我が國民は他國民に比して多くの長所を持つて居る。支那事變に於ける國防獻金、飛行機の獻納、輸入品や軍需品消費の節約、公債の消化、貯蓄の奨励の如きは、皆此の例と見ることが出来る。

収入を多くして財産を多くしたり（第五節）

収入を多くし、財産を多くすることは、家の經濟上望ましいことである。こゝでいふのは、それが家の最高の目的ではなくして、家の道徳的目的たる、善良な國民として生活することを第一目的とし、多収入・多財産等は、其の目的の爲の手段として、第二・第三に考へるべきであるといふのである。

第十七課 教育に關する勅語下賜の由來

要旨

我が國體に於て國民の思想・信念を啓導する最高の權威は、詔勅の聖訓にあることを知らしめ、現に教育に關する勅語の渙發が國民思想を統一し、又永久統一することを覺らしめ、なほ我等が思想的に迷ふ時、之を指導するものは此の勅語の精神であることを説いた。

解説

加藤弘之は（第三節）

以下亘理章三郎著、國民道德序論から引用する。

明治二十年の末、加藤弘之は德育方法案を發表して、「維新前迄は、我が日本に於ては上等社會は概して孔孟の儒教、下等社會は概して釋氏の佛教で、其の道德を維持して居ました。殊に上等社會には一種武士道といふものがあつて、更に道德を堅固に致しましたが、維新後社會萬般のこゝと西洋主義に則ることとなるに際し、儒教は頓に其の勢力を失ひ、從來孔子を以て空前絶後の大

聖と考へ、儒教を以て萬世不易の大教となしたるものが、忽ち變じて、孔孟の儒教主義は、今日の文明に害あり、開化主義に反せりといふが如き輿論となりました。加ふるに、廢藩に及び、士族次第に貧困に陥り、儒教主義は武士道と共に殆ど行はるゝ所なきに至りました。其の教に及びては、日本少年の依頼すべき道德の大本なるものは殆ど滅亡したる有様となりましたが、然るに其の頃よりして、中小學の制、漸次整頓するに及んで、道德教育即修身學科の最大必要を感じ、所謂德育の方法について、種々の議論も出ることとなりました。或は孔孟主義を復せんといひ、或は西洋道德・哲學の主義に依らんとし、或は耶蘇の道德を用ひんといひ、種々雜多の説もありました。惜そこで、其の頃より今日迄の處にて、中小學に於て教へる所の修身學の様子を窺ふに、右様區々の次第である。故に、何も取纏つた主義といふものは見えぬ様であります。修身教科書の中には直ちに、論語・孟子などを以て充るもあり、或は西洋の翻譯書もあり、又は支那主義・西洋主義などごたまぜに致して、新に編輯したるものもあり、又例へば下級に於ては、ごたまぜの教科書によつて教へ、上級に至れば論語とか孟子とかいふ様なる純粹の支那主義を教ふる學校もあると云ふ次第の様に見えます。小生は經驗に照らして、耶蘇教を一番效能のあるもの信じます。なれども併し、決してそれを主張は致しません。假令それを主張したくとも、主張することの出來ぬ道理があります。何故と申すに、其の理は既に申述べた所で、粗、御わかりになつ

たらうと思ひます。德育主義をば如何様にしようなどといふことは、學者や教育家が論定すべきことではないと申したが、即ち其の道理でありますから、小生は耶蘇教がよからうと思つても、必ずそれに限るなどといふ論は致しません。獨り小生のみならず、教育の權力を統一する文部大臣でも決して左様なことは出来ませんと思ひます。それ故、小生は日本にある所の宗教は、何を擇ばず悉く德育に用ひるがよからうと存じます。神道でも佛教でも耶蘇教でも、何でも宜しう存じます。加之儒教は宗教の部類ではないやうなれども、併し宗教として見ても、宜しい性質もあり、且は維新前迄は上等社會の德育を受持つて居た大切のものでありますから、此の儒教も亦一種の宗教として右部類に加へて、やはり用ひるが宜しからうと思ひます。」と言つて居る。

侍講元田永孚に命じて、明治十四年幼學綱要を著はさしめ（第三節）

幼學綱要の成つたのは明治十四年であるが、勅命の下つたのは明治十二年である。元田永孚は熊本藩の儒者、文政元年に生れ、醇儒の譽高く、藩侯に事へて侍讀に進んだが、明治四年宮内省出仕となり、後侍講を経て樞密顧問官に進み、男爵を授けられ、明治二十三年に歿した。

幼學綱要の序文には、「明治十二年夏秋の間、臣永孚經筵に侍す。皇上親しく諭して曰く、『教學の要は、本末を明かにするに在り。本末明かなれば則ち民志定る。民志定つて天下安らかなり。之を爲すは幼學より先なるはなし。汝文學の臣と宜しく一書を編し、以て幼學に便せよ。』と。

臣誠恐勅を奉じ、謹んで聖意の在る所を審にするに、蓋し我が祖宗、天に繼ぎ極を建て、人を教へ民を化すること、一として至誠より出でざるはなし。こゝを以て民皆純一正直に、父子の親篤くして、君臣の義明なり。」（原漢文）とある。

明治十五年十二月地方長官を御集めになり、幼學綱要を御頒賜になつた際、徳大寺侍從長が拜した勅諭に於て、次のやうに仰せられて居る。

彝倫道德ハ教育ノ主本我朝支那ノ専ラ崇尚スル所歐米各國モ亦修身ノ學アリト雖モ之ヲ本朝ニ採用スル未タ其要ヲ得ス方今學科多端本末ヲ誤ル者亦鮮カラス年少就學最モ當ニ忠孝ヲ本トシ仁義ヲ先ニスヘシ因テ儒臣ニ命シテ此書ヲ編纂シ群下ニ頒賜シ明倫修徳ノ要茲ニ在ル事ヲ知ラシム

明治二十三年に、明治天皇は教育の根本方針を宣示あらせようとせられた（第三節）

明治二十三年の頃、教育の根本方針については、朝野一般の有識者の憂へる所であつたが、同年に開かれた地方長官會議で此の事が問題になり、當時の文部大臣榎本武揚に陳請した。依つて此のことが閣議に上り、明治天皇の勅諭に達したので、豫てから此のことに軫念あらせられた天皇には、榎本を召させ給うて、「德育を中心主義とした方案を立てて見よ。」との御詔があつた。榎本が工夫を凝らして居る間に文部大臣を罷め、繼いで芳澤顯正が大臣となり、そして前年の末から

總理大臣は山縣有朋であつた。即ち教育に關する勅語は、此の兩大臣が内閣に在つた頃に御發布になつたのである。天皇は芳川文部大臣を御呼止めになつて、榎本大臣に仰せられたと同じ意味の御沙汰を賜はつたのである。芳川大臣は、時の法制局長官で樞密顧問官を兼ねて居た井上毅にも相談し、井上毅は同卿の友人たる元田永孚等にも極めて内密に打合せを行つて、一つの草案が出来上つた。それを文部大臣や總理大臣が十分に見て、一つの原案として之を捧呈したらしい。天皇は之を御手許に御留置きの上、文部大臣を召して、彼此と御注意の御沙汰があり、元田侍講にも御内示になつて意見を御徴しになつた。

かくして出来上つた教育に關する勅語を十月三十日に御下しになつたのであるが、之より先十月二十六日に、天皇は茨城縣に於ける秋期演習に行幸遊ばされ、御出先に於て少しく御風邪の氣にあらせられ、二十九日御還幸、其の翌日には御風氣御病床にあらせられたのであるが、兩大臣を御召になつて御換發あらせられたのである。(三上參次著「明治天皇と教育勅語」による)

爾來趨向一定シテ效果大ニ著レ(第四節)

大正十二年十一月十日國民精神作興に關する詔書に拜する御言葉。

第十八課 人類文化の發展と我が國民の使命

要旨

人類の文化が高速度を以て發展して居る狀況を知らしめ、之に追隨し指導し得る者の責任・榮譽と、之に追隨し得ない者の運命の悲惨とを並べ擧げて、國民の努力を促した。次に、我が國民が此の文化に對する十分の能力を具有して居ることを述べて、我が國民が皇道文化を大成し、以て世界の文化を指導する大任を有することに説き及ぼした。

解説

我が國産の飛行機は、僅か四晝夜で(第一節)

此の課は支那事變勃發以前の執筆だから、朝日新聞の神風號に材料をとつたが、今日では甚だ多くの材料を陸海軍の飛行機の活動が提供して居る。殊に海軍飛行機の渡洋爆撃は特筆大書すべき功績である。又航空研究所の長距離機の新記録も、我が航空技術の優秀を示すものである。

伊・エ兩國の戰爭に於て、勝敗を決したものは(第二節)

支那事變に於ける皇軍の大捷は、固より我が皇軍精神の無比の忠烈によるとはいへ、軍事方面の文化が比較にならない程優れて居た點も見逃してはならない。

■大自ら誇負して他を輕視し（第五節）

之は一面に於て、支那の中華を以て自ら誇負し、我が國を侮り、抗日以て無禮を加へたことの結果を知らしめると同時に、他面我が國民の中にも皇國の發展に眩惑して猥りに尊大にし、外國の長を無視しようとする態度の者を戒めた一節である。

■西歐の文化も既に爛熟して、或は没落の過程を辿りつゝ、あるのではないか（第五節）

オスワルド、シュペングラー Oswald Spengler (1880-1936) が「西歐の没落」Der Untergang des Abendlandes を説いた。シュペングラーは獨逸の哲學者・文明批評家。彼は歴史哲學の研究に没頭して居たのであるが、時代を理解する爲に現代文明を生み出した歴史的發展に注意を向け、既に一九一二年に、「西歐の没落」の題名を決定し、一九一四年に最初の稿を終り、一九一八年に其の第一巻を出した。然るに、恰も世界戦争に於ける歐羅巴、就中獨逸の疲弊と相俟つて一大センセーションを呼び起し、その發行部數は十一萬に達し、各國語に譯された。次いで、第二巻を出して完結した。

同書は、彼一流の文化哲學の上に築かれた大規模の世界歴史で、ゲーテ Johann Wolfgang von

Goethe (1749-1832) の動植物形態學の方法を世界文化の解剖に應用したものである。そこで、文化は生物として取扱はれて居る。彼は世界文化を八つに分け、各文化は何れも少年期・上向期・開花期・衰滅期をもつて居るが、各文化の生命は約千年である。そして、文化の末期は文明の形相を帯びて來るが、現代の西歐文化は正に其の時期に相當し、今や衰滅に瀕して居るといふのである。

一方政論家としては、帝國主義と獨逸帝國の再建とを唱道したが、ナチス政府に容れられず、各方面から攻撃された。

■皇國文化の理想的發展のうちには、實に人類文化の浮沈の運命がかゝつて居る（第六節）

自ら謙抑であつて他を學ぶに熱心であると共に、又かゝる大なる抱負を内に藏すべきだと思ふ。之は個人の場合でも同じことで、自重と恭儉とは兩立して、善い人格の要素となるのである。皇國文化・皇國主義等と言へば國家主義であつて、他國の利益を顧みない思想と誤解され易く、殊に外國人の日本を誹謗する者に、此の誤解が甚だしいと思はれるが、それは誤解であつて、皇國文化は自國だけでなく、他國の、全人類の向上發展を念願する文化であつて、根本に於て平和主義であり、人道に立脚して居るのである。我が國民としては、此の皇國文化のみが、之を益、發展向上せしめることによつて、眞に人類を救ふ文化であることを確信するのである。

現代理中等修身實業學校用教授必携

全一册

非賣品

昭和十三年十月一日 印刷
昭和十三年十月五日 發行

著者

得能文

發行者

東京市小石川區小日向水道町八十四番地
株式會社 東京開成館
代表者 松本 繁吉

印刷者

東京市小石川區諏訪町五十六番地
奈良直一

發行所

東京市小石川區小日向水道町八十四番地

株式會社 東京開成館
電話大塚(86) 三三三三—三三三五
〔振替貯金口座〕 東京第五三三二二番

東京府立第一高等女子学校

一

東京府立第一高等女子学校

昭和十三年十一月一日

行

書

書

書

東京府立第一高等女子学校

東京府立第一高等女子学校

東京府立第一高等女子学校

文

東京府立第一高等女子学校

東京府立第一高等女子学校

